

# 基本計画

# 基本計画の体系

## 第1章

それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

- |     |                         |  |
|-----|-------------------------|--|
| 第1節 | 互いに顔が見える地域<br>コミュニティづくり | (1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成<br>(2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり<br>(3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、<br>リーダーの育成 |
| 第2節 | 地域の防災・防犯力の強化            | (1) 防災基盤の強化<br>(2) 地域防災力の確保<br>(3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実<br>(4) 交通安全教育の推進<br>(5) 地域の防犯体制の整備     |
| 第3節 | 消防・救急体制の強化              | (1) 消防力の充実<br>(2) 新たな住宅防火対策の推進<br>(3) 救命救急体制の整備<br>(4) 消防団員の確保                               |
| 第4節 | 環境の美化・保全活動の<br>推進       | (1) 地球環境保全対策の推進<br>(2) 自然環境の保全<br>(3) 地域の環境美化・保全<br>(4) 環境教育の推進                              |
| 第5節 | 資源循環型社会の形成              | (1) 資源循環型社会への転換<br>(2) ごみ減量化・資源化の推進<br>(3) 環境に配慮したエネルギーの活用<br>(4) 地下水の保全・涵養と適正な利用            |

## 第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します

- |     |                      |   |
|-----|----------------------|---|
| 第1節 | こころと体の健康増進           | (1) すこやかに生み育てる環境の整備<br>(2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸<br>(3) こころの健康づくりと自殺の予防<br>(4) 市民との協働による健康づくり活動の推進<br>(5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進 |
| 第2節 | 温かい福祉の地域づくり          | (1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり<br>(2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備   |
| 第3節 | 障害者の自立生活の実現          | (1) 障害者の相談支援体制の充実<br>(2) 障害者の地域生活支援の充実  |
| 第4節 | 高齢者がいきいきとした地域<br>の実現 | (1) 介護保険制度の適切な運営<br>(2) 介護予防の充実<br>(3) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備<br>(4) 高齢者の社会参加の促進   |
| 第5節 | 健やかな子どもの育成           | (1) 子どもの健やかな成長の促進<br>(2) 仕事と子育ての両立支援  |
| 第6節 | 医療の提供体制の充実           | (1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の<br>機能分担<br>(2) 災害医療を含む救急医療体制の整備<br>(3) 医師および看護師等の医療従事者の確保<br>(4) 在宅患者及び家族に対するサポート体制の充実          |

### 第3章

未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

- |     |                 |  |
|-----|-----------------|--|
| 第1節 | 学校教育の充実         | (1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進<br>(2) 適正な教育環境整備<br>(3) 高等学校教育の充実                                       |
| 第2節 | 高等教育機関の充実       | (1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積  |
| 第3節 | 地域のなかでの人づくり     | (1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり<br>(2) 社会教育施設等の充実<br>(3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり<br>(4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成<br>(5) 男女共同参画の推進 |
| 第4節 | 芸術の振興と文化資源の保存継承 | (1) 市民の芸術活動の環境の充実<br>(2) 伝統文化の継承と文化資源の保存研究   |
| 第5節 | 市民スポーツの振興       | (1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成<br>(2) 地域の活力となる競技スポーツの振興<br>(3) 充実したスポーツ施設の運営  |
| 第6節 | 都市交流の推進         | (1) 国内都市交流の推進  |
| 第7節 | 国際交流の推進         | (1) 「草の根国際交流」活動の推進<br>(2) 国際都市交流の推進<br>(3) 多文化共生の推進  |

### 第4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

- |     |                      |  |
|-----|----------------------|--|
| 第1節 | 持続的に発展する農業の振興        | (1) 農業の担い手の安定的な育成・確保<br>(2) 地域の特性を生かした産地づくりと多角化<br>(3) 環境保全型農業の推進<br>(4) 農業生産基盤と農山村の環境整備 |
| 第2節 | 森林資源の有効な保全と活用        | (1) 適正な森林経営と循環システムの構築<br>(2) 森林環境の保全<br>(3) 地域資源としての森林の利活用<br>(4) 森林バイオマスの利活用            |
| 第3節 | 安定した水産業の振興           | (1) 安定した漁業経営の推進<br>(2) 漁業の担い手の確保   |
| 第4節 | 農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大   | (1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり<br>(2) 交流人口の拡大による地域の活性化   |
| 第5節 | 新たな技術・流通等に関する研究開発の推進 | (1) 新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進   |

## 第5章

地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これからの時代をひらく新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします

- |     |                     |   |
|-----|---------------------|---|
| 第1節 | 地域の強みを生かした地力ある産業の振興 | (1) 競争力のある企業の集積<br>(2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興   |
| 第2節 | まちの賑わいを創る産業の振興      | (1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり<br>(2) 多様な交流による中心商店街の活性化<br>(3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興                                     |
| 第3節 | はたらく力と意欲を高める人づくり    | (1) 先進的な事業活動を支える人材の育成<br>(2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出<br>(3) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進                              |
| 第4節 | 鶴岡ならではの観光の振興        | (1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進<br>(2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出<br>(3) 観光客受け入れ環境の充実<br>(4) 観光推進組織の強化と人材の育成<br>(5) 特産品の育成と物産展の充実 |

## 第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

- |     |                |  |
|-----|----------------|--|
| 第1節 | 快適な都市環境の形成     | (1) 快適な市街地と集落の基盤形成<br>(2) 歴史や伝統・文化を大切に誇りの持てる地域づくり<br>(3) 地域の個性を生かした景観形成<br>(4) 賑わいある中心市街地の形成<br>(5) 多様で複合的な公園・緑地の整備  |
| 第2節 | 交流・連携の推進と基盤の整備 | (1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進<br>(2) 高速交通ネットワークの充実<br>(3) 情報社会に対応した環境整備の推進<br>(4) 幹線道路網の整備<br>(5) 中心市街地における歩行回遊性の向上<br>(6) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理<br>(7) 公共交通ネットワークの確保<br>(8) 港湾の利活用と魅力の創出 |
| 第3節 | 安全・安心な生活基盤の整備  | (1) 快適で安全・安心な住まいづくり<br>(2) 住宅・建築物の耐震化の向上<br>(3) 既存ストックの維持管理と有効活用<br>(4) 安全な水の安定供給<br>(5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営   |
| 第4節 | 治水と市土の保全       | (1) 河川の整備<br>(2) 砂防施設等の整備<br>(3) 海岸の整備   |

第 1 章 それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

## 第 1 節 互いに顔が見える地域コミュニティづくり

### (1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成

#### ○施策の方向

地域コミュニティにおいては、お互いに助け合う精神や豊かな人間関係が大変重要であり、地域内でのお互いの関係が良好に築かれるよう、住民のコミュニティ意識の向上を図ります。

#### ○主な施策

- ① コミュニティ意識が醸成され、近隣の良いコミュニティ関係が築かれるよう、子どもから高齢者までの各年代層にわたって多くの住民がまちづくりに参加できる機会づくりを推進します。
- ② 子どもが地域の一員として、地域の活動を共に体験し、互いに助け合う精神を培い、豊かな人間関係が築かれるよう、地域と学校がさらに連携を深め、防災活動や地域の伝統的な行事や祭りなど地域での活動への参加を促進します。

### (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり

#### ○施策の方向

行政では対応の難しい地域的な課題や狭い地域で対応する方が効果的な課題など身近な地域課題については地域住民が主体的に取り組んでいけるよう、活力ある組織体制づくりを推進します。

また、地域の各種団体が連携する場としての活動拠点の充実や住民への情報提供などにより、地域コミュニティ活動が行いやすい環境を整えます。

#### ○主な施策

- ① 防災、防犯、高齢者支援など地域にどのような課題があるのか住民自らが把握し、身近な課題について共通の意識を持てるよう機会づくりを推進します。
- ② 地域の課題を具体的に協議し、地域のなかで、自分のできることをお互いに提供し、支え合える体制づくりを推進します。
- ③ 地域コミュニティ機能を発揮できる活力ある組織の整備や地域課題に対応する取組みを支援します。
- ④ 住民自治活動の拠点である※コミュニティセンター及び※自治公民館などの機能の拡充を図るとともに、地域のコミュニティ活動の活発化を推進します。
- ⑤ 近隣住民同士がお互いに顔がわかるような関係のもとに助け合いの仕組み

※コミュニティセンター：鶴岡市コミュニティセンター設置及び管理条例によりに設置された地域住民が健康で文化的な住みよい近隣社会をつくることを目的とするコミュニティ活動の拠点施設のこと。鶴岡地域の小学校区単位に設置されている。

※自治公民館：町内会や集落等の住民自治組織が独自に設置する社会教育法第42条に規定されている公民館類似施設のこと。(鶴岡市公民館類似施設育成規則で登録数は 363 施設)

を築くため、隣組単位による住民自治活動の充実を図ります。

### (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成

#### ○施策の方向

増加する地域の課題や住民ニーズに対応するためには、地域課題などに対応できる住民自治組織の強化が必要となることから、地域活動の担い手を確保します。

#### ○主な施策

- ① 経験豊富な高齢者と団塊の世代の人材活用を積極的に推進します。
- ② 町内会長など住民自治組織の中核となる地域リーダーを育成します。
- ③ 地域内でボランティア活動ができる仕組みをつくとともに、活動の調整役（ボランティアコーディネーター）となる人材を養成します。

## 第2節 地域の防災・防犯力の強化

### (1) 防災基盤の強化

#### ○施策の方向

社会基盤をより災害に強いものに整備するとともに、災害時に迅速な応急対応が図られるよう情報伝達手段、防災拠点施設や機能を充実し、また、的確な復旧対策が進められるよう関係機関、関係団体との協力体制を深め、防災基盤を強化します。

#### ○主な施策

- ① 建築物、道路、橋梁などの安全点検や耐震化を推進し、また、治山や治水対策を促進するなど、より災害に強い社会基盤を整備します。
- ② 災害時の情報伝達手段を整備するとともに、住民の避難場所や防災資機材及び物資の確保に活用される防災拠点機能の充実を図ります。
- ③ 水道、電力、ガスなどのライフラインや通信手段の確保及び復旧、救援物資の調達における民間事業所や関係行政機関、近隣自治体などとの協力体制を構築します。

### (2) 地域防災力の確保

#### ○施策の方向

小規模集落の増加、核家族化の進行、就労形態の多様化、生活の個別化などに

より地域防災力の主な担い手になる成年層の住民の多くが日中不在となる状況にあり、平日における災害時の対応に支障が生じることが懸念されることから、地域内の防災活動の中核となる人材を確保し、災害時の自主防災活動体制を整備します。また、身体障害者など災害時要援護者の避難などを支援するため、町内会や集落より小規模な単位である隣組単位の救助体制などの整備を促進します。

また、高齢化、過疎化などにより地域の防災活動が困難な場合は、集落を超えた広域的な体制も必要と考えられるため、防災活動が機能できる地域コミュニティ組織体制を構築します。

#### ○主な施策

- ①自主防災組織における中核的人材の確保や育成を推進します。
- ②平日の地域内の人口構成、生活実態及び災害環境を調査し、災害時に全ての住民が避難や救助できるようにするため、自主防災活動体制の構築を支援します。
- ③各種災害に関する※ハザードマップを作成し災害予防、減災対策に関する情報の周知を推進するとともに、地域実態に即した※災害時要援護者避難支援プランを策定します。

### (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実

#### ○施策の方向

自主防災活動が地域住民相互の助け合いの心とマンパワーを最大限に発揮できるようにするために、若年層や転入者などの参加の促進、消防団との連携の強化など多様な取組みを促進します。

また、住民の防災意識の向上と知識の普及を推進するとともに、自主防災組織が実施している防災訓練について、災害初期を想定した訓練に加え、避難所開設にともなう訓練を取り入れるなど内容の充実を図ります。

#### ○主な施策

- ①自主防災組織が実施している防災訓練について、各種災害に対応した、初動期、避難所開設期など災害発生からの各時期に応じた訓練が可能となるよう訓練内容の充実を図ります。
- ②地域住民の多数が参加できる防災訓練の実施を支援します。

### (4) 交通安全教育の推進

#### ○施策の方向

子どもや高齢者を交通事故の被害から守るとともに、高齢ドライバーの増加に

※ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その範囲を地図化したもの。(予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。)

※災害時要援護者避難支援プラン：災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、高齢者や障害者等の災害時要援護者に対する支援のあり方について、市としての基本的な考え方をまとめたもの。



伴い高齢者が交通事故の加害者となる事例の増加が懸念されることから、交通安全意識の向上を図るための教育活動を推進します。

#### ○主な施策

- ①学齢期前の子どもの基本的な交通マナーや交通安全に対する知識の指導及び高齢者の交通安全意識や運転マナーの向上を図るため、多様な機会を活用した交通安全教育に取り組みます。

### (5) 地域の防犯体制の整備

#### ○施策の方向

近年の犯罪は、地域的な見回り活動などでは対応できない、振り込め詐欺、悪質な訪問販売等、知能犯的な犯罪が増加傾向にあるなど、手口の多様化、犯罪行為の迅速化が進んでいることから、犯罪の変貌に対応した地域住民と防犯関係機関を結ぶ情報伝達網を構築し、防犯体制を整備します。

#### ○主な施策

- ①地域の防犯活動の充実を推進するとともに、児童生徒の犯罪被害防止と交通安全対策として行われている危険箇所の把握や見守り活動を支援します。
- ②高齢者を狙った消費者詐欺などの犯罪被害を防止するため、防犯対策に関する必要な情報を収集し、適切な提供に努めます。
- ③地域住民、防犯組織、警察及び行政が緊密に連携し、犯罪情報の迅速な周知や伝達ができる体制を構築します。

## 第3節 消防・救急体制の強化

### (1) 消防力の充実

#### ○施策の方向

広大な市域のなか、地震や風水害など大規模な自然災害や火災から市民を守るため、消防防災施設の整備などにより機動力を強化し消防力を充実します。

#### ○主な施策

- ①都市構造の変化や高速自動車道など交通網の整備が進むなか、火災や自然災害などに即応できるようにするため、消防本部・本署庁舎をはじめ消防・防災拠点となる施設や設備、消防資機材を計画的に整備します。
- ②消防防災ヘリコプターを活用した消防防災活動などにおける関係機関との一層の連携体制を整備します。

## (2) 新たな住宅防火対策の推進

### ○施策の方向

住宅火災の出火防止のため、火災予防広報活動を積極的に展開し、市民の防火・防災意識の高揚を図ります。

### ○主な施策

- ①住宅火災による逃げ遅れを防ぐため、消防団及び自主防災組織などとの連携強化により、住宅用火災警報器の早期設置を促進します。
- ②住宅火災の延焼拡大を防ぐため、防災品をはじめとする住宅用消火器、安全調理器具などの普及を推進します。
- ③高齢者世帯などからの火災の発生を防ぐため、福祉関係者をはじめとする関係機関との連携により、防火指導、住宅防火診断などを行い、防火意識の更なる高揚を図ります。

## (3) 救命救急体制の整備

### ○施策の方向

救急患者の救命率の向上を図るため、救急業務の高度化に対応した救急隊員の育成と広大な市域に対応した救急体制の整備を推進するとともに、市民による応急手当の技術を高めます。

### ○主な施策

- ①救命救急に関する技術をはじめとする隊員教育を一層推進するとともに、高規格救急自動車や高度救急処置用資機材を計画的に整備します。
- ②※AED(自動体外式除細動器)の使用を含めた応急手当の知識や技術の普及とAEDの設置を推進します。
- ③自主防災組織や事業所のリーダーを対象に応急手当普及員を養成し、地域住民に普及することにより、一家に一人の「救急隊員」の養成を推進します。
- ④年代に応じた児童生徒を対象とした応急手当の講習や市内を巡回する配送業者による的確な救急処置を可能とするための講習など、多様な応急手当講習を推進します。

## (4) 消防団員の確保

### ○施策の方向

社会環境、就業構造の変化に伴う消防団員の減少を抑えるため、事業所からの消防団に対する一層の理解と協力を得られる環境を整備します。また、消防団員

※AED(自動体外式除細動器):心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器のこと。(2004年7月より医療従事者ではない一般市民でも使用できるようになった。)

の多くがサラリーマン化し、日中の災害発生時において団員の確保が困難となっていることから、地域の協力体制の確立と魅力ある消防団づくりを推進します。

#### ○主な施策

- ①消防団に対する事業所からの協力を得るために、消防団協力事業所表示制度の普及を図るなど、活動への理解を促進します。
- ②日中の災害発生時における地域の実態調査を実施し、その結果に基づきOB団員と自主防災組織の協力体制を構築します。
- ③団員が参加、活動しやすい事業運営をめざしながら、魅力ある消防団づくりを推進します。

### 第4節 環境の美化・保全活動の推進

#### (1) 地球環境保全対策の推進

##### ○施策の方向

地球温暖化防止対策をはじめとする地球環境保全のための取組みについて、各行政機関が率先することはもとより、市民、事業者の意識向上と普及を図り、地域一体となった推進体制を構築します。

##### ○主な施策

- ①市の施設をはじめ、全市域を対象とした温室効果ガスの削減に向けた具体的取組みを目標値を定めて計画的に実践します。
- ②地球環境保全対策事業を地域で展開していくための推進母体の形成とそのネットワークづくりを推進します。
- ③家庭における地球温暖化対策についての意識の向上を図り、「わが家のエコチェック」や「環境家計簿」などの普及の取組みを推進します。

#### (2) 自然環境の保全

##### ○施策の方向

農林水産資源を育み、水源の涵養や市土の保全など多面的な機能を有する本市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために、原生的な自然や森林から海に至るまでの貴重な自然環境を保全、再生します。また、市民が自然からの恩恵を享受し、自然に対する理解を深め、ふれあいを促進するための取組みを進めます。

#### ○主な施策

- ①市民と行政が協力し、自然環境の維持保全に努め、外来生物による生態系への被害防止など地域の貴重な動植物の保護や調査活動を推進します。
- ②自然環境への理解や関心を深め、保全意識の高揚を図るとともに、自然体験による学習活動など、自然にふれあう機会を創出します。
- ③高館山自然休養林、※ラムサール条約登録地である大山上池・下池、隣接する都沢湿地周辺の豊かな自然条件を活用して、子どもたちが楽しく自然科学について学ぶことができる庄内自然博物館（仮称）を整備します。

### （３）地域の環境美化・保全

#### ○施策の方向

快適な生活環境と豊かな自然環境を維持、保全していくため、公害防止や生活環境保全の対策を進めるとともに、不法投棄や※散在性廃棄物のない環境づくりやクリーン作戦を通じた地域美化意識の醸成に努め、地域に適した環境美化・保全運動を推進します。

#### ○主な施策

- ①事業所に対する公害防止対策の指導や市民生活に伴う環境汚染防止に向けた意識の向上を図るとともに、生活環境の維持、保全に関する苦情や相談に適切に対処します。
- ②市民一人ひとりが自然保護や環境保全に深く関わり、自ら行動することの意識の醸成を図り、不法投棄やごみのポイ捨てなどの抑止力の発揮と早期発見のための体制の確立及び情報の発信を進めるとともに、環境被害の防止と速やかな原状回復に努めます。
- ③クリーン作戦などの市民や団体が取り組む環境美化活動を支援するとともに、それらの活動支援の場となる※プラットフォームや情報共有のためのネットワークを整備します。
- ④国内外や河川域からもたらされる海岸漂着ごみによる環境悪化や漁業被害の防止対策を推進し、適切な原状回復に努めます。

### （４）環境教育の推進

#### ○施策の方向

市民一人ひとりの自然保護や環境保全についての意識の醸成とマナーの向上を図るとともに、環境の保全を率先実行する人材を育成するため、一般市民、児童・生徒、さらには企業を対象にした各種の環境教育活動を推進します。

---

※ラムサール条約湿地：1971年にイランのラムサールで採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」により定められた基準に沿って「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地のこと。

※散在性廃棄物：空き缶、空きびん、タバコの吸殻などが路上などに捨てられたまま散乱して、街の景観を損ねたり自然環境に悪影響を与えたりする、いわゆる、ポイ捨てごみの総称。

※プラットフォーム：原義は、駅の乗降場を指すプラットホーム（platform）と同じで、多くの人や物が到着し、又は出発する意味から、共通の目的や意識を持つ人々が日常的に情報を交換し、また、議論し、目的達成のための活動の相互支援を進めるための組織や場を意味する。

### ○主な施策

- ①「環境フェア」などの普及啓発イベントを行政、市民団体、企業が協働して開催し、参加者の拡大を図ります。
- ②こどもを対象とした「環境体験教室」や、一般市民向けの「環境講座」などを実施するとともに、住民組織、企業などを対象にした専門的指導や講座の実施など環境教育を拡大強化します。

## 第5節 資源循環型社会の形成

### (1) 資源循環型社会への転換

#### ○施策の方向

生活環境や自然環境の保全、環境負荷の低減をめざし、市民、事業者、行政、研究機関などが協働して、省資源・省エネルギー型の市民生活や事業活動を持続可能な形で展開し、資源循環型社会を形成します。

#### ○主な施策

- ①市民の生活における省資源・省エネルギーに係る具体的な行動を勧奨し、大量消費、大量廃棄から資源循環型の生活様式への転換を促進します。
- ②事業活動に伴う環境負荷を低減するため、排出事業者の廃棄物減量化目標の設定とその実行管理を促進します。
- ③研究機関との連携により地域の環境保全や向上に寄与する技術開発や仕組みづくりを推進します。

### (2) ごみ減量化・資源化の推進

#### ○施策の方向

廃棄物の分別排出、収集、適正な処理を確保するとともに、処理施設の整備や維持管理のコスト低減を図るため、排出抑制、再使用、再資源化の3R（リデュース、リユース、リサイクル）事業を推進します。

#### ○主な施策

- ①市民、事業者、行政の責務の明確化を図り、具体的な実行項目を設定し、廃棄物減量を推進します。
- ②廃棄物の分別排出、収集、処理の適正化に努め、資源化率向上と廃棄物関連事業コストの低減化を促進します。
- ③事業者によるリサイクル活動を推進するとともに、市民のリサイクル運動や集団資源回収の支援や拠点資源回収を推進します。

- ④ 廃棄物の再資源化について、産学官民での研究、開発を促進するとともに、その有効活用について積極的に取り組みます。
- ⑤ 下水道などの整備や浄化槽の普及によるし尿の排出量を的確に把握し、適正なし尿の収集と処理に努めます。
- ⑥ 一般廃棄物の処理施設や最終処分場について、廃棄物の排出抑制などによる現有機能の延命を図りながら、耐用年数や処理能力などを勘案し、将来の処理量に見合った処理施設を整備し、適正な処理及び処分の機能を確保します。

### （３）環境に配慮したエネルギーの活用

#### ○施策の方向

地域の特性である広大な森林や農林業が盛んであることなどを生かし、環境負荷の少ない自然エネルギーやリサイクルエネルギーの研究、開発を促進し、積極的な利活用を推進します。

#### ○主な施策

- ① 研究機関などとの連携により、間伐材や剪定枝などの森林の未利用資源や廃棄物（生ごみ、植物残さ、廃食用油等）を活用したバイオマスエネルギーの研究、開発を進めるとともに、その有効利用を促進します。
- ② 太陽光など環境負荷の少ない自然エネルギーの活用を推進します。

### （４）地下水の保全・涵養と適正な利用

#### ○施策の方向

地下水の保全・涵養を推進するとともに、水質汚染の防止を図りながら適正な利用を促進します。

#### ○主な施策

- ① 森林や農地の保全を通じて地下水源を涵養するとともに、関係機関と連携し水位や水質の観測を行い、地盤沈下や水質汚染などの環境被害を未然に防止します。
- ② 庄内南部地域地下水利用対策協議会などの活動を支援し、地下水の利用者に対して地下水資源の保全のため適正な利用を働きかけます。

## 第2章 一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる 健康福祉社会を形成します

## 第 1 節 こころと体の健康増進

### (1) すこやかに生み育てる環境の整備

#### ○施策の方向

急速に進む少子高齢化、生活の多様化、核家族化のなか、産後うつ病や育児不安から起こる子育て困難や虐待を予防するとともに、極小未熟児や軽度発達障害児などへの支援を充実するため、医療、福祉、教育との連携を強化し、安全・安心な出産や健やかな子どもを育む環境を整備します。

#### ○主な施策

- ① 定期的な妊婦健診の受診と、妊娠に伴う疾病の早期発見と早期治療を促進し、安全・安心な出産を迎えることができるよう支援します。
- ② 全ての産婦に産後うつ病質問票を使用した訪問指導を実施し、育児不安を持つ母への対応や虐待の未然防止を推進します。
- ③ 全乳児訪問や乳幼児健診、歯科健診を実施し、言語発達に遅れのある児、肥満や身体面で経過観察の必要な児に対する相談支援事業の充実を図り、乳幼児の健やかな成長発達を支援します。
- ④ 極小未熟児や軽度発達障害児などに対応した保健医療サービスの提供ができるよう相談支援体制を整備します。
- ⑤ 全ての子どもがたくましく健やかに成長できるよう、思春期からのこころの健康づくりや学校教育などと連携した性に対する正しい知識の指導により、青少年の望まない妊娠を避けるとともに、母性や父性を育み、親子が共に育ち合う環境づくりを進めます。

### (2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸

#### ○施策の方向

長期療養や死亡原因の多くを占める生活習慣病やがんを予防し、市民の生活の質を高め、活動的な高齢期を実現します。また、医療機関や健診機関、職場における健康づくりを進める職域保健との連携により、若年期からの健診受診を進めて、疾病の早期発見と早期治療を促進します。また、寝たきり予防や認知症予防対策を推進するとともに、自分の健康は自分で守るという意識を醸成し、健康寿命の延伸を図ります。

#### ○主な施策

- ① ※ヘルスアップ事業で成果を得た「一人ひとりの健康課題に着目し、自らが

※ヘルスアップ事業：平成 12 年にスタートした「健康日本 21」の理念に基づき、科学的根拠に基づく生活習慣病の一次予防を目的とし、個別健康支援プログラムの開発を進めた国のモデル事業。鶴岡市では平成 12 年度から 4 年間、「国民生活習慣改善モデル事業」に取り組み、引き続き平成 16～18 年度までの 3 年間、厚生労働省の指定を受け「国保ヘルスアップモデル事業」行っている。



課題克服に向けて生活習慣を見直し積極的に健康づくりに取り組むための支援」を継続するため、※ヘルスアップセミナーなどを実施し市民の健康づくり活動を促進します。

- ②市民が健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、適切な運動、休養、食生活の習慣化や禁煙に取り組むことができるよう支援します。
- ③各種健診を受診した市民が健診結果を正しく理解することは自主的に健康づくりに取り組む動機付けとなることから、健診と保健指導の実施体制を整備します。
- ④医療保険者による※特定健診や特定保健指導を効果的に実施するため、生活習慣改善のための保健指導プログラムなどの検証を行い、個別の健康課題に取り組みやすい支援体制を整備します。
- ⑤がんの早期発見と早期治療のため、がん検診の受診率向上に向けた取組みを推進するとともに、医療と連携した事後指導を徹底して行います。
- ⑥地域の健康、医療の充実をめざし、がんなどに関する研究を行っている慶應義塾大学先端生命科学研究所や地域の医療機関などとの連携により、病気の早期発見や治療、がん患者の生活の質の向上を図ります。
- ⑦住み慣れた地域で活動的な高齢期を過ごすため、若いときからの生活習慣病の予防や生活体力の維持、向上のために運動習慣の継続など、介護予防事業と連携した支援を推進します。
- ⑧総合的な保健・医療情報を得られるようにするため、プライバシーの保護に配慮しながら、※I I C Tを活用した関係機関との連携を促進します。

### (3) こころの健康づくりと自殺の予防

#### ○施策の方向

うつ病などの精神疾患に関する知識の普及、プライバシーに配慮した気軽に相談できるこころの相談体制の整備やカウンセラーなど専門職の人材確保を図ります。また、幼少期、児童期、青年期、壮年期、老年期に合わせた精神衛生向上を図るため、各種関係機関のネットワーク化を進めるなど、こころの病の予防と早期発見と早期対応につなげる対策を講じて、こころの健康づくりを推進します。

#### ○主な施策

- ①こころの健康に関する講演会の開催などにより、うつ病などに対する理解を深め、こころの病の予防と早期発見と早期対応を図り、自殺予防対策を推進します。
- ②産後うつ病、児童や生徒の不登校、若者のひきこもり、成人期や高齢期のうつなどに合わせた相談体制を整備します。
- ③地域住民の健康づくりを進める地域保健、学校保健、職域保健の関係者や精神科医などの専門家、関係機関からなる精神衛生の向上を図る事業の推進組織を設置するなど、地域のネットワークを構築します。

---

※ヘルスアップ事業：平成 12 年にスタートした「健康日本 21」の理念に基づき、科学的根拠に基づく生活習慣病の一次予防を目的とし、個別健康支援プログラムの開発を進めた国のモデル事業。鶴岡市では平成 12 年度から 4 年間、「国民生活習慣改善モデル事業」に取り組み、引き続き平成 16～18 年度までの 3 年間、厚生労働省の指定を受け「国保ヘルスアップモデル事業」行っている。

※ヘルスアップセミナー：7 年間のヘルスアップモデル事業で本市が開発した 12 週間個別支援プログラムのこと。（健診結果で生活習慣病予防が必要とされた 40 歳から 69 歳までの市民を対象に実施するとともに、健康づくりサポーターの育成を図るもの。）

※特定健診・特定保健指導：メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目して生活習慣病の早期発見と予防を目的として実施する医療保険者に義務付けられた健康診断や保健指導のこと。

- ④「※県立こころの医療センター（仮称）」との連携により、こころの健康づくりを推進します。

#### （４）市民との協働による健康づくり活動の推進

##### ○施策の方向

※総合保健福祉センター（仮称）を拠点とした各種健康施策を推進するとともに、市民自らが地域の健康課題に主体的に取り組む組織（保健衛生推進員、食生活改善推進員、健康づくりを目的とし自主的に活動するグループ等）の支援、育成を図り、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との協働による健康づくり活動を推進します。

##### ○主な施策

- ①町内会単位で組織されている保健衛生推進員会や食生活改善推進員活動を支援、育成し、地域における健康づくりのための環境整備を推進します。
- ②健康づくり自主グループや子育てをしている保護者などによる自主的な子育てサークルなどの活動を支援し、健康づくりを推進するための担い手を育成します。

#### （５）豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進

##### ○施策の方向

森林が心身の健康にもたらす効果として期待され科学的な研究が進んでいる免疫力や抗がん能力の向上、血圧低下、ストレスの軽減などや、森林内において人間に備わる五感を働かせることで親と子の育ち合いや高齢者の介護予防などに期待される効果を生かすため、本市の豊かな森林資源を活用した健康づくりを推進します。

##### ○主な施策

- ①本市の豊かな森林空間を市民の保養、健康づくり、子どもの育成の場として活用します。

---

※1 ICT:Information and Communication Technology の略、情報・通信に関連する技術。

※県立こころの医療センター（仮称）：平成 24 年度の開院を予定している県立鶴岡病院の移転新築により設置される精神科単科病院。

※総合保健福祉センター（仮称）：平成 22 年度開所を予定している市が設置する健康と福祉のまちづくりの拠点施設。施設内に保健センター、子ども・家庭支援センター、障害者支援センター、休日夜間診療所・休日歯科診療所の機能を設けることとしている。

## 第2節 温かい福祉の地域づくり

### (1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり

#### ○施策の方向

これまで培ってきた地域のなかの市民による福祉活動を一層進め、市民が主体的に地域の生活課題を発見し、その対応に向け行動する地域社会づくりを推進します。また、こうした市民の活動と公的な福祉サービスが、支えを必要とする人に一体的に提供される福祉コミュニティを創造します。

#### ○主な施策

- ①「町内会、自治会」「小学校区」「中学校区」「市全域」の4層の区域のなかで、それぞれが役割を分担しながら、主体的に市民の生活課題に取り組む重層的な支え合いの体制を構築します。
- ②地域福祉の推進にあたり中核的な役割を果たしている社会福祉協議会や民生児童委員への支援を強化し、市民の福祉活動への参加を促進します。
- ③地域のなかで取り組まれてきた市民の主体的な支え合いの活動を一層進めるため、地域福祉リーダーの育成や市民の地域課題の理解の促進などを図るとともに、地域の住民活動と公的サービスの連携を深めていきます。
- ④地域のなかで住民の総合的な相談に応じ、さまざまな地域資源を調整、活用しながら問題解決にあたる※コミュニティソーシャルワークの導入を進めます。

### (2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備

#### ○施策の方向

複雑かつ多様化する市民の福祉ニーズにきめ細かく対応するため、従来の福祉の枠組みだけでは捉えきれないニーズについても、相談支援が可能となるよう地域及び行政による相談体制を整備します。

#### ○主な施策

- ①複合的な生活課題を抱える相談に対し、関係部門が共同して問題解決にあたることができるよう、連携体制の一層の充実を図ります。
- ②福祉制度では対応できない低所得者について、継続した相談、支援が図られる体制を整備します。

---

※コミュニティソーシャルワーク:さまざまな生活課題を抱えた人に対し、その相談に応じ、地域のなかにある公的なサービスや家族、近隣、地域住民、民間サービスなどを調整、活用しながら、地域ぐるみで住民の生活の質を高めていく活動。

## 第3節 障害者の自立生活の実現

### (1) 障害者の相談支援体制の充実

#### ○施策の方向

障害があっても地域のなかで安心して生活することができるよう、福祉サービスの拡充を図るとともに、様々な生活相談に応じ、それらを適切なサービスに結び付けることができる相談支援体制を整備します。

#### ○主な施策

- ①障害者が地域生活を営むうえで直面するさまざまな課題に対応するために、「総合保健福祉センター（仮称）」内に「障害者支援センター（仮称）」を整備し、相談支援事業を再編強化します。
- ②幼児期から高齢期まで一貫した支援が行き届くよう、障害者の成長段階に応じて、保健、医療、保育、教育、雇用、福祉など関係機関の連携を強化し、特に支援機関が移行する際の「つなぎ目」での連絡調整の仕組みづくりを進めます。
- ③障害者のさまざまなニーズに総合的かつ効果的に対応するために、関係機関、関係団体、相談支援事業者、福祉サービス事業所などによるネットワーク（障害者地域自立支援協議会（仮称））を構築します。
- ④「県立こころの医療センター（仮称）」との連携により、精神障害者のケア体制の充実を図ります。

### (2) 障害者の地域生活支援の充実

#### ○施策の方向

地域のなかで障害者が誇りと生きがいを持って自立した生活が営めるよう、※居住サービスや就労、余暇活動などの基盤整備を進めるとともに、心身の障害に対する市民の理解を促進し、障害者にやさしい地域社会を構築します。

#### ○主な施策

- ①障害者のためのグループホームなどの居住サービスとともに、就労の場や※日中活動サービス、余暇活動の基盤整備を進めます。
- ②障害者が地域社会に温かく受け入れられるよう、心身の障害に対する市民の理解を促進するとともに、障害者の社会参加を促します。
- ③年齢や障害の有無にかかわらず誰もが安全・安心で自由に街を歩くことができる※ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

※**居住サービス**：障害者が地域の中で安心して生活できるように、主に泊まりの場を提供するサービス。知的、精神などの障害者数人で共同生活を営むグループホームや、共同生活の中で介護や介助を受けるケアホームなどがある。

※**日中活動サービス**：障害者の主に昼間の活動プログラムを提供する通所によるサービス。軽就労により工賃を得る就労支援、自立のための訓練を受ける自立訓練、介護を受ける生活介護などがある。

※**ユニバーサルデザイン**：年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人々が利用しやすいように工夫された、製品、サービス、道路や施設、家屋などの意匠、設計。

## 第4節 高齢者がいきいきとした地域の実現

### (1) 介護保険制度の適切な運営

#### ○施策の方向

介護を要する高齢者が増加していることから、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう在宅サービスを充実させるとともに、施設サービスについても適切な水準を確保します。あわせて、介護サービスの質の向上、医療との連携強化、介護家族への支援などの一層の充実を図ります。

#### ○主な施策

- ①在宅生活の継続のための十分な介護サービスの確保と新たなサービスの開発に努めるとともに、施設サービスについても適切な水準の確保を図ります。
- ②認知症高齢者が増加傾向にあることから、認知症対策の充実を図ります。
- ③要支援1あるいは2の軽度認定者への適切なサービス提供を図り、あわせて予防効果などの評価、分析を行います。
- ④介護給付の分析を行いながら、各種給付の適正化を図るとともに、鶴岡市介護保険事業者連絡協議会における研修会や情報交換をはじめ各種研修の機会を充実し介護サービスの質の向上を図ります。
- ⑤在宅生活を維持するため、終末期のケアなども含め介護と医療等の連携の一層の強化を図り、その情報のICT化を推進します。
- ⑥介護家族の実態を的確に把握し、相談体制の充実をはじめ、各種支援を強化します。
- ⑦介護保険制度が安定的に運営されるよう、各種調査などを踏まえ、介護サービスの需要を的確に予測し、適切な介護保険事業計画を策定します。

### (2) 介護予防の充実

#### ○施策の方向

高齢者が要介護状態になることをできる限り予防し、健康で生きがいを持って生活できるよう、地域資源の活用などにより各種介護予防事業の充実を図ります。また、高齢者自身の意思で主体的に介護予防に取り組むための支援や環境づくりを推進します。

#### ○主な施策

- ①一般高齢者（元気高齢者）及び特定高齢者（虚弱高齢者）に対する介護サービスの量及び質の確保を図ります。

②より効果的な介護予防サービスの開発及び普及に努めます。

### (3) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備

#### ○施策の方向

高齢化の進展とともに、認知症や一人暮らしの高齢者などが今後ますます増加していくなかで、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく生活を送ることができるよう、介護や医療などの個別サービスだけでなく、ボランティアや近隣住民の支え合いなど地域の様々な資源を活用した地域包括ケア体制を整備します。

#### ○主な施策

- ①※地域包括支援センター、※在宅介護支援センターをはじめ各種組織、機関等の連携を図り、地域における総合的なケア体制を整備します。
- ②認知症サポーターの養成を推進し、子どもから高齢者まで認知症に対する正しい理解の促進と、地域での見守り体制を強化します。
- ③契約や金銭の支払いなどについて十分な意思判断ができない高齢者について、※日常生活自立支援事業や※1成年後見制度の活用を図るとともに、それらの受け皿となるマンパワーの養成や地域での体制整備に努めます。
- ④鶴岡市高齢者虐待防止等連絡協議会を中心に虐待の未然防止と早期発見の体制を強化します。
- ⑤誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざし、地域で生活する高齢者一人ひとりの実態の把握に努め、外出時や災害時の支援などを推進します。

### (4) 高齢者の社会参加の促進

#### ○施策の方向

趣味、学習、ボランティア活動、地域活動、経験を生かした就労をはじめ、高齢者の多様な生きがいがいづくり積極的に取り組むことができるよう各種環境の整備に努めます。

#### ○主な施策

- ①世代を超えた生涯学習、社会教育の振興や高齢者スポーツの機会拡充に努めます。
- ②老人クラブ、シルバー人材センターなどの高齢者の自主活動や就労の場を確保するとともに、より積極的な活動の展開を促します。
- ③団塊の世代をはじめ、市民が社会で培ってきた技能、経験などを生かすことができるよう様々な地域活動への参加を促します。

---

※地域包括支援センター:介護保険法で定められ、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。鶴岡市では平成18年4月に設置された。

※在宅介護支援センター:老人福祉法で定められ、専門的な情報提供、相談、指導や、居宅介護を受ける高齢者などと事業者との間の連絡調整、その他援助を総合的に行うことを目的とする施設。鶴岡市には中学校区域を基本に14か所設置されている。

※日常生活自立支援事業:認知症高齢者等のうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送ることができるようにするため、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用や行政手続等に関する援助を行うもの。

## 第5節 健やかな子どもの育成

### (1) 子どもの健やかな成長の促進

#### ○施策の方向

子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化し、育児に不安を抱える親世代も多く、社会的な子育て支援がより必要となっていることから、子どもの育ちや子育てを支援していくため、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、民間団体、行政などが相互に協力しながら、安心して子どもを健やかに育てられる環境づくりを推進します。特に、幼児期の養育の重要性について家庭や地域社会の理解を深めるとともに、保育所、幼稚園が中核となった総合的な幼児教育の推進と地域住民が子育て支援活動に参加しやすい環境をつくります。

また、本市の自然環境や伝統的資源を生かした子育てを進めるため、地域の特性や環境に即した子育て支援策を推進します。

#### ○主な施策

- ①子どもの健全な発達につながる保護者のかかわり方について、適切なアドバイスや情報提供などにより、保護者の育児力を高める取組みを推進します。
- ②保護者による健全な子育てが困難な場合も生じていることから、地域住民の子育て意識を喚起し、地域特性に応じた子育て支援活動を推進します。
- ③子育てや家庭支援の中核的な機関として「総合保健福祉センター（仮称）」内に「子ども・家庭支援センター（仮称）」を開設し、子育ての悩みを持つ親が気軽に集い交流し相談ができる場をつくります。
- ④虐待を受けた子どもや虐待をしてしまう親、障害のある子どもがいる家庭、ひとり親の家庭など、社会的に支援が必要な子どもや家庭の自立を支援します。
- ⑤子どもの※広汎性発達障害(自閉症等) や※学習障害、※注意欠陥多動性障害などの軽度発達障害を早期に発見し、発達支援体制を充実するため、「子ども・家庭支援センター（仮称）」内に発達障害児の支援システムを構築します。
- ⑥過疎化の進展している地域や三世代同居が多い地域、新興住宅地など子育てに関する地域特性も多様化しており、地域の特性や環境に即した子育て支援を推進します。
- ⑦市街地と自然環境に恵まれた郊外地における保育園や幼稚園、児童館、小学校などの相互交流を促進するとともに、豊かな自然を生かした子どもの遊びや森林体験、農業体験などを提供する場の確保や人材の確保、育成を図ります。

※1 成年後見制度：判断能力の不十分な高齢者等を保護するため、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

※広汎性発達障害(自閉症等)：生まれ持った脳の障害で、言葉の発達、コミュニケーションの障害、対人関係・社会性の障害。パターン化した行動やこだわりを特徴とする発達障害である。

※学習障害：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態を示すものである。

※注意欠陥多動性障害：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

## (2) 仕事と子育ての両立支援

### ○施策の方向

核家族、共働き家庭の増加に対応し、保育所、児童館、※放課後児童クラブなどの保育サービスの一層の充実を図るとともに、男性も積極的に子育てできるような働き方の見直しや企業への意識啓発の促進など、男性も女性も子育てしながら働きやすい職場環境や雇用環境を整備します。

### ○主な施策

- ①保育所の適正な配置を進めながら、低年齢児保育や保育時間の延長、障害児保育、一時保育、病児・病後児保育など多様な保育ニーズに対応できる施設整備や保育体制を充実します。
- ②放課後などの児童の遊びや生活の場として、児童館や放課後児童クラブの設置を促進するとともに、経験豊かな高齢者など地域の人材を活用した交流活動や各種事業と連携した運営を推進します。
- ③仕事と生活の調和を図る※ワーク・ライフ・バランスがとれるよう、特に、子育て期における長時間労働の是正、短時間勤務、※フレックス制、在宅勤務など多様な働き方の実現に向けて、先進的取組み事例の紹介などにより、職場や家庭、地域における意識の醸成を図ります。
- ④仕事と子育ての両立を支援するための労働福祉関係法制度や各種支援施策の周知を図り、企業など働く場における仕事と子育ての両立支援に向けた取組みを促します。

## 第6節 医療の提供体制の充実

### (1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担

#### ○施策の方向

市民に安全・安心な医療を提供するために、荘内病院を中核として、病院や診療所など医療機関の機能と役割を明確にするとともに、患者情報などのICT化による情報共有システムを活用するなど、関係機関が連携、分担して医療の提供体制を確立します。

#### ○主な施策

- ①地域医療提供体制の確立に向けて、鶴岡地区医師会、鶴岡地区歯科医師会、東田川郡歯科医師会、鶴岡地区薬剤師会など関係団体が情報の共有を図りながら患者サービスの向上を推進します。

※放課後児童クラブ：保護者が労働等により、昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して、遊びや生活の場を提供し児童の健全な育成を図るもの。

※ワーク・ライフ・バランス：やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できる社会の実現に向けた取組み。

※フレックス制：労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つ。



- ②市民に対して日常的な健康管理も含めた「かかりつけ医」制度の重要性を周知し、普及を進めます。
- ③市民が必要な時に適切な医療が受けられる体制を確立し、急性期医療と慢性期医療、災害医療を含む救急医療の提供に関し、医療機関それぞれの機能を有効かつ効率的に運用します。

## (2) 災害医療を含む救急医療体制の整備

### ○施策の方向

救急医療に関する診療機能と診療体制の充実を図るとともに、救急車の受入れ体制及び消防と医療機関との連絡体制などの整備を進め、迅速に適切な救急医療を提供できる環境を整備します。

また、災害医療に関しては広域的な情報ネットワークを活用しながら、災害拠点病院の指定を受けている荘内病院を中核として、行政、医療機関及び警察など関係機関との連携により患者受入れや現地派遣を行う医療提供システムを整備するとともに、資機材の備蓄や緊急体制を確立します。

### ○主な施策

- ①救急告知病院である荘内病院、鶴岡協立病院、三井病院並びに休日夜間診療所の機能分担を明確にして救急需要に適切に対応します。
- ②総合保健福祉センター（仮称）に併設予定の「休日夜間診療所」の機能や診療体制を強化し、救急医療体制の充実を図ります。
- ③大規模災害や事故などによる災害医療に関しては行政、医療機関、関係機関や関係団体との相互情報連絡システムの整備を図り、緊急時におけるスムーズな医療提供体制を確立します。

## (3) 医師および看護師等の医療従事者の確保

### ○施策の方向

地方における医師不足のなかで、地域の中核病院である荘内病院を含む病院勤務医の確保を推し進め、病院の診療体制を充実します。また、医師以外の看護師などの医療従事者についても養成、確保に努め、地域における医療提供体制の更なる充実を図ります。

### ○主な施策

- ①病院勤務医を確保するため、過重労働を軽減するための方策を検討するとともに、最新の医療機器の整備や診療機能の充実を図ります。
- ②良質な医療の提供及び患者ニーズに対応したサービス提供を図るために地

域全体の看護師などの医療従事者を対象にした研修会などを開催し、安心と信頼関係が深まる地域医療体制を構築します。

③ 荘内病院の臨床研修医を確保するため、研修体制を充実します。

#### (4) 在宅患者及び家族に対するサポート体制の充実

##### ○施策の方向

高齢化社会を迎えて福祉施設や在宅での医療需要の増大とともに、長期療養を要する患者や終末期患者の在宅医療が進められている状況を踏まえ、患者と家族が安心して在宅医療を受けられるサポート体制を整備します。

##### ○主な施策

- ① 訪問診療及び訪問看護体制充実のために、関係機関との連携、調整に努めます。
- ② 鶴岡地区医師会をはじめとした医療機関及び福祉関係機関との連携を図り、がん患者に対する※緩和ケアの体制整備を推進するとともに、在宅医療患者や家族が直面する様々な問題を解決するための相談機能の充実を図ります。
- ③ リハビリテーション提供体制の拡充、療養環境の整備を進めます。
- ④ 医療機関や福祉関係機関のICT化による情報の共有を推進し、患者と家族が安心して在宅で医療を受けながら暮らしていけるサポート体制の整備を図ります。

---

※緩和ケア: がんに伴う痛みなど単に病気に対する医療としてだけでなく、心の悩み、療養場所や医療費のことなど患者や家族が直面するさまざまな問題を解決する医療のこと。厚生労働省が進める「がん対策基本法」に定められた緩和ケアの推進で、平成 19 年 4 月に地区医師会を中心とした鶴岡地域が、全国で4か所のがん対策のための戦略研究地域の一つに選定された。

第3章 未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

## 第 1 節 学校教育の充実

### (1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進

#### ○施策の方向

本市で大切にしてきた※致道館教育の理念である「自学自修」「※天性重視」「心身鍛錬」を継承しながら、知・徳・体が調和し、意欲と活力のあふれる子どもを育成します。

#### ○主な施策

- ①笑顔あふれる信頼される学校をめざし、教職員の多様な研修の充実と人的体制の整備を図るとともに、家庭や地域との連携を一層深め、創意工夫に満ちた学校経営を推進します。
- ②学習への関心と意欲を高めるとともに、基礎や基本を確実に定着させ、確かな学力を付ける指導を推進します。
- ③一人ひとりの教育的ニーズを的確にとらえた指導の充実を図り、※特別支援教育体制及び教育相談体制の整備を推進します。
- ④情報の適切な活用や環境保全の取組みなど、今日的な教育課題について積極的に対応できるよう指導の充実を図ります。
- ⑤郷土の自然や歴史、文化、産業などについて積極的に学び、「ふるさと」を愛する心を育む活動を推進するとともに、広い視野に立ち、国際理解に努め、共に生きる態度を育てます。
- ⑥人としてより良く生きようとする態度を育て、社会のルールを遵守し、他者への思いやりの心を行動化する教育を推進します。
- ⑦日常の清掃活動をはじめ、ボランティア活動、職場体験などの多様な体験学習を通して、発達段階に応じた望ましい勤労観や職業観を育む教育を推進します。
- ⑧関係機関と連携しながら、健康でたくましい子どもを育てる体育及び健康や安全指導の充実を図ります。
- ⑨学校給食では地場産物の利用を促進しながら、食材を通して郷土の自然や食文化、産業への理解を深めるなど、食に関する指導の推進を図ります。
- ⑩子どもたちの生活の基盤となる「基本的な生活習慣」の確立に向け、家庭と連携しながら、幼・保・小・中の一貫した教育の充実を図ります。

---

※致道館：1805年（文化2年）第九代庄内藩主酒井忠徳により設立された藩校。ここで培われた教育の伝統は、人づくりの環境、教育を重んずる風土となって鶴岡に受け継がれ、多くの人材を生み出している。

※天性重視：個に応じた指導を重視し、一人ひとりの良さや才能を精一杯伸ばすこと。

※特別支援教育：従来の特殊教育の対象となる障害だけでなく、生活や学習上で困難さを伴う学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等の発達障害を含め、それらを改善または克服するために適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。

## (2) 適正な教育環境整備

### ○施策の方向

地域社会の過疎化及び少子化などによる児童数の減少により、学校の小規模校化が進み、複式学級のある学校が増加傾向にあることから、子どもたちにとって望ましい学校の規模、施設設備、学区、通学方法、学校配置などについて総合的な検討を行い、適正な教育環境の整備を進めます。

### ○主な施策

- ①学校の規模による教育効果を総合的かつ多角的な視点から調査、研究し、適正な規模や配置などについて検討します。
- ②学校施設は、地域住民にとってコミュニティの中核や防災拠点としての役割を担うものであることに十分配慮しながら、年次計画に基づき、安全・安心な教育環境の整備を進めるとともに、耐震化を推進します。
- ③通学における児童生徒の安全確保に配慮し、保護者や地域の協力を得ながら、通学対策の充実を図ります。

## (3) 高等学校教育の充実

### ○施策の方向

少子化などによる高等学校の再編が検討されているなか、関係機関と連携し、地域における多様な進路選択と学習ニーズに対応した就学の機会を確保するとともに、将来の地域を担う人材を育成するため、高等学校の生徒の職業観や勤労意識、より高次の教育に対する意欲を高めます。

### ○主な施策

- ①生徒の能力や創造性を伸ばし、社会の変化に対応した多様な選択ができるよう公立及び私立高等学校の就学機会の確保と特色化や魅力づくりに取り組むよう関係機関に働きかけます。特に、自然を対象とした学びによる人格形成と農林水産業の振興、発展に不可欠な人材育成に寄与している県立庄内農業高等学校や県立加茂水産高等学校の教育環境の充実を関係機関に働きかけるとともに、これからの時代に求められるバイオ分野の人材育成に関する新しい教育体制の整備を促進します。
- ②高等学校の生徒が地域の多様な活動に参加することを促すとともに、高等教育機関や企業などとの連携により、生徒の職業観や高次の教育に対する意欲の向上につながる取組みを推進します。

## 第2節 高等教育機関の充実

### (1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積

#### ○施策の方向

若年層や優れた人材の流入及び定着と交流、地域の産業の高度化、新たな知識集約型産業の創造や誘致、新時代に即した社会理念や政策の提案など、本市の諸々の分野の振興発展の基盤を築くため、高等教育機関の機能を充実強化し、その一層の集積を促進します。特に、本市では生物の生命に関する高度な教育研究が行われており、それらの機能を一層拡充し集積を高め、生命科学の※メッカとなることをめざします。

#### ○主な施策

- ①山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、慶應義塾大学先端生命科学研究所及び東北公益文科大学大学院の教育研究機能の一層の充実を図るとともに、相互の交流や連携を促進します。
- ②高等教育機関から生み出される研究成果を、地域の農林水産業や商工業等に活用することを促進します。
- ③高等教育機関の輩出する人材が地域に定着し、地域の社会、経済、文化を支える環境を整備します。
- ④高等教育機関の集積という知的資源を生かした市民の学習機会や諸活動を拡充します。
- ⑤高等教育機関を核とする連携協定の締結や※コンソーシアムの組織化などにより産学官民が連携協働する仕組みを整備します。
- ⑥既存の高等教育機関の高度で先端的な活動や発展の可能性を核にして、鶴岡バイオサイエンスパークの整備などとも連動させながら、新たな高等教育・研究機関の誘致を促進し、学術研究機能のさらなる集積を図ります。

## 第3節 地域のなかでの人づくり

### (1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり

#### ○施策の方向

暮らしのなかにおける個人の生きがいや、多様化、高度化する地域の様々な課題に対応するための学習活動を支援するとともに、人と人とのつながりのなかで自ら課題を見つけ考える力や他者との関係を築く力を身に付けるなど、お互い自

※メッカ:イスラム教の聖地の意から転じてある分野の中心地や発祥地など人をひき付ける重要な場所。

※コンソーシアム:特定の目的のために複数の団体や企業等が共同で形成する事業体。

立し支え合う心豊かな地域社会づくりを推進します。

#### ○主な施策

- ①趣味や教養に関する講座、※キャリアアップ講座など、多様な市民ニーズに応える学習情報や学習機会を提供します。
- ②自然や歴史、伝統文化などの地域学習をはじめ、学びが暮らしや地域における様々な課題の克服など社会的な活動に結びつくように学習活動を支援します。
- ③子どもや若者をはじめとする各世代に対応した学習や、世代を超えた自然体験、交流を促進し、よりよい人間関係を構築する機会を創出します。
- ④学習成果が個人の自立意識の向上や地域貢献意欲につながる学習プログラムの充実を図ります。

### (2) 社会教育施設等の充実

#### ○施策の方向

市民の学習活動を支援し社会教育活動を実践するなど、地域社会に役立つ施設としてその機能を発揮し価値を高めるために、様々な学習ニーズの把握や地域課題の分析を行いながら、適切な事業運営ができる体制を整備します。

#### ○主な施策

- ①誰もが公民館や図書館など身近な施設で学習機会や仲間づくり活動など必要な情報を得ることができるよう、施設設備のネットワークを充実します。
- ②公民館や青少年・女性施設などにおける生涯各期の学習活動や世代交流事業などを推進するとともに、学校、家庭や地域と連携した活動を支援します。
- ③住民が主体的に地域づくりに参加することができる仕組みづくりを推進し、これを担う人材の育成と、施設機能の充実を図ります。

### (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり

#### ○施策の方向

子育てにおいては、親や家庭が子どもとのコミュニケーションを大切にし、自覚と責任を持って養育することが肝要であるため、さまざまな機会を活用し家庭の教育力を高めます。

また、地域全体として子どもを見守り、子育て家庭を支援していく環境をつくれます。

---

※キャリアアップ: 現在持っている以上の資格や能力を身に付けること。

### ○主な施策

- ①乳幼児期からの一貫した子育て教育の実践や親たちが意欲を持って子育てに取り組んでいくための学習の機会や情報の提供、相談活動を展開します。
- ②孤立しがちな親へのアプローチとして、小学校区程度の身近な地域において、家庭教育講座や子育てグループ活動へ参加できる環境を整備します。
- ③地域に対する愛着を高めるため、地域の人たちの体験や知恵が子育てに活かされる場づくりや異なる年齢や世代が交流する取組みを推進します。

## （４）豊かな自然のなかでの子どもの育成

### ○施策の方向

豊かな自然環境のなかでの学びや多様な体験を通じて、子どもたちの探究心、生命の重みを感じる心、郷土に対する誇りと愛着を育み、心身共に元気で逞しい成長を促進します。

### ○主な施策

- ①学校や地域での活動において、森林、海浜、田園など地域の自然に親しみながら学び体験する機会を積極的に設けます。
- ②海洋生物に直接親しむことができる貴重な学習拠点である加茂水族館を改築整備します。

## （５）男女共同参画の推進

### ○施策の方向

男女共同参画の理念などについて市民の理解と認識を深めて、市民が男女の別に関わりなく、互いに助け合い、力を合わせて、家庭や地域の暮らしを豊かで活発にする男女共同参画社会をめざします。

### ○主な施策

- ①本市の特性を生かした男女共同参画計画を策定するとともに、市民の活動事例などの情報提供を行いながら、男女共同参画に関する意識を高めます。
- ②家庭や学校、社会教育・生涯学習を通じて、男女共同参画の理念などについて市民へ浸透を図ります。
- ③地域活動などへの女性の積極的な参画を促進します。



## 第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承

### (1) 市民の芸術活動の環境の充実

#### ○施策の方向

本市の特性である優れた文化活動の伝統を継承発展させるため、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送るうえで大きな力となる市民主体の芸術活動を一層促進するとともに、広く内外の優れた芸術の鑑賞、体験、交流ができる活動環境の整備を進めます。

#### ○主な施策

- ①市民の芸術文化活動の発表の機会となる芸術祭や文化祭を通し全市的交流を促進します。
- ②文化施設、社会教育施設など公共施設や民間施設の活用を進め、練習、発表の場の拡充を図ります。
- ③本市唯一の本格的な舞台ホールである文化会館へのニーズの増大と老朽化に対応するため、文化都心である中心市街地地区に現代的な機能を備えた文化会館を改築整備するとともに、国内外の優れた芸術の鑑賞機会の充実を図ります。
- ④市民ニーズにあった鑑賞機会などを提供するため、市民や団体が主体的に企画、展開する事業への支援の充実を図ります。
- ⑤合唱や器楽、美術などの分野で、児童生徒を対象に、内外の優れた指導者による講習や体験機会を設けるなど子どもたちの感性を伸長し、レベルアップをめざす取組みを進めます。

### (2) 伝統文化の継承と文化資源の保存研究

#### ○施策の方向

本市の歴史と文化を表す多くの文化財、民俗芸能や伝統行事、歴史資料、文学資料など有形無形の文化資源について、住民自らが城下町や農山漁村としての文化を理解しながら後世に継承できるように、地域と住民の主体的伝承活動を支援するとともに、貴重な史料や業績を調査、収集、保存し、学習研究を進める体制を整備します。

#### ○主な施策

- ①文化的特色と地域社会の維持に大きな役割を果たしている伝統芸能の担い手の育成を積極的に支援します。

- ②歴史を象徴する貴重な建造物について、民間と連携しながら保存活用を図ります。
- ③地域で継承されてきた歴史資料や生活文化、文学に関する資料を調査し、保存しながら研究し、その価値を住民に還元していくための調査研究体制を構築整備するとともに、拠点となる資料館の機能拡充や文学館の整備を推進します。
- ④出羽三山の自然、歴史や文化について、総合的な学習や研究を進める体制を整備するとともに、世界遺産への取組みを推進します。

## 第5節 市民スポーツの振興

### (1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成

#### ○施策の方向

スポーツは、健康で充実した市民生活や青少年の人格形成、明るく活力に満ちた地域づくりに寄与する大切な文化の一つです。

本市は、市民一人ひとりが日常生活のなかで目的や志向に応じて、いつでも、どこでもスポーツやレクリエーションに親しむことができる環境を整え、市民の心身の健康や体力づくり、生きがいをづくり、地域づくりを進めます。

#### ○主な施策

- ①子どもから高齢者までの健康や体力づくり、青少年の育成、交流の拡大など、市民が様々な課題や活動理念を共有しながら自主的に運営できる※総合型地域スポーツクラブを育成します。
- ②多くの市民が参加し、楽しみ、交流できるスポーツイベントを自主的に開催し、運営できる人材や団体を育成します。
- ③健康づくりや交流の拡大などに効果があり、誰もが楽しみながら地域の自然や文化に触れることができる、ウォーキングや里山あるきなどの普及、振興を図ります。

### (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興

#### ○施策の方向

トップレベルの大会で地元選手が活躍することは、応援する市民の活力となり、地域の活性化にもつながることから、関係団体との連携の強化や活動の支援により、青少年がより充実したスポーツの指導を受けることができる環境を整備します。

※総合型地域スポーツクラブ:多種目、多世代、多志向を活動の基本とし、市民が理念を共有しながら自主的・日常的にスポーツ等に親しむことができる、地域に根ざしたスポーツクラブのこと。鶴岡市では中学校区を活動領域として平成20年度までに7団体が創設されている。

### ○主な施策

- ① 中学校、高等学校の運動部活動や競技団体などが連携をとりながら、一貫した選手の育成ができる環境を整備します。
- ② 国際的、全国的な活躍を念頭に置いた地元選手の競技力の向上、強化を担う組織の育成を図ります。
- ③ 競技の普及やトップ※アスリートの育成を担う指導者の研修機会を拡充し、指導者の資質の向上と活動の充実を図ります。
- ④ 競技レベルの高い大会の誘致などを積極的に進め、地元選手の競技意識の高揚を図るとともに、見る楽しさを提供することによって広くスポーツに対する関心を高め、市民の多様なスポーツへの関わりを促進します。

## (3) 充実したスポーツ施設の運営

### ○施策の方向

スポーツの振興を図るため、市民ニーズや利用実態を踏まえた施設の適切な管理運営、整備を進め、誰もが安全に安心して利用できる施設の環境を整えます。

### ○主な施策

- ① スポーツ施設の効率的、効果的な管理運営を進めるとともに、施設の利用状況の公開やネットワーク化などにより、利便性の高い、充実したサービスを提供します。
- ② 既存施設の機能強化と有効な活用を進めるとともに、地域の拠点施設、全市的な広域施設などの用途に応じた施設機能を整備します。
- ③ 地域住民が利用しやすい身近なスポーツ活動の場として、学校体育施設を開放し、有効な活用を図ります。

## 第6節 都市交流の推進

### (1) 国内都市交流の推進

#### ○施策の方向

歴史的な縁や先人の人徳、本市の豊かな土地柄や人々の温かさによって築かれてきた都市交流の歩みを絶やさずに培われてきた友好や信頼の輪をさらに広げるため、都市交流盟約を締結している各都市との交流を推進します。

#### ○主な施策

- ① 文化やスポーツ、芸術などによる他地域との交流や姉妹校交流を促進します。

※アスリート：競技者。

- ②本市の自然環境のもと、他の地域との子どもたちの交流を通じて、逞しさと自然や生命を尊ぶ心を育てます。
- ③鶴岡市東京事務所を拠点とした、企業誘致に関する情報発信や、物産や観光の宣伝を行い、首都圏との結びつきを強化します。
- ④首都圏など他地域に在住する地元出身者や、多様な交流を通じて築いた人的ネットワークを介して、人と情報の交流を拡大します。

## 第 7 節 国際交流の推進

### (1) 「草の根国際交流」活動の推進

#### ○施策の方向

「世界に開かれたまち」として高く評価されている、本市の「※草の根の国際交流」活動を推進し、市民が海外の歴史文化、生活習慣、価値観などを知り、理解することができる豊かな国際感覚を涵養します。そのため、国際交流拠点である出羽庄内国際村を中心に、市民が自発的に取り組んでいる国際交流活動の一層の活発化を促進します。

#### ○主な施策

- ①関係団体と連携しながら、市民が国際交流を身近に体験できるイベントや、国際理解を促進するための外国語講座などの機会を創出します。
- ②国際社会の理解促進や、国の境を超えて人と地域に貢献する活動などを行っている国際交流関係団体のネットワークづくりを推進します。

### (2) 国際都市交流の推進

#### ○施策の方向

長い歴史を持つ国際都市交流事業に携わった、多くの市民による人的交流を通じて築かれた信頼関係をさらに深めるため、国際姉妹・友好都市交流を推進するとともに、世界的な規模での幅広い交流活動が展開されるための環境づくりを進めます。

#### ○主な施策

- ①友好団体や子どもたちが主体となった特色ある国際姉妹・友好都市との交流を推進します。
- ②子どもたちが海外の人々との交流を継続することで、自国と他国どちらにも幅広い興味を持ち、深い理解と思慮に富む、将来の国際交流を担う人材が育

※草の根の国際交流：一人ひとりが、国境を越え、互いを理解し、心と心を通わせるふれあいの交流。国や自治体間の交流ではない民間、特に市民による交流のこと。

成されるよう支援します。

- ③教育、学術、スポーツ、文化などの国際的イベントや※コンベンションの誘致と円滑な実施について、関係機関や団体と積極的に取り組みます。

### (3) 多文化共生の推進

#### ○施策の方向

異なる国籍の人びとが互いの文化的な違いを認め合い、地域社会の構成員として地域を支え、共に生きていくことをめざし、外国人住民のコミュニケーション上の困難の解消を図るとともに、外国人住民が地域において安心して生活を送ることができるよう、定住化に伴う生活上の課題に対する支援を行います。

#### ○主な施策

- ①外国人住民の日本の生活習慣などへの理解を進めるため、日本語講座などを開催するなど、円滑な意思疎通を促進する機会を提供します。
- ②外国人の生活相談の窓口を設置し、生活の困難や不便を解消するための環境づくりを行います。
- ③医療、司法、教育に関することなど、専門用語が多用される分野でも通訳することができる人材を育成します。
- ④行政や地域情報の多言語化に努め、滞在中はもとよりその往来における利便性に配慮した情報の発信を行います。

---

※コンベンション：国内外の人々が集う各種大会、会議、見本市、イベントなどの交流会。



第4章 恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を  
図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料  
づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

## 第 1 節 持続的に発展する農業の振興

### (1) 農業の担い手の安定的な育成・確保

#### ○施策の方向

本市農業の持続的発展を図るために、優れた経営能力を有する※認定農業者を安定的に育成・確保するとともに、認定農業者がいない集落や地区における新たな担い手の発掘と育成に努めます。また、これまで本市の農業を支えてきた昭和一桁生まれの世代が、大量に引退することが見込まれることから、農業後継者や新規就農者を育成し、将来にわたり農業の担い手を安定的に確保します。

一方、認定農業者の確保が困難な中山間地域などの集落においては、農業者の自主的な話し合い活動を推進し、意欲ある兼業農家や高齢農家、女性農業者及び小規模農家などの幅広い参画による※集落営農の組織化を促進します。

#### ○主な施策

- ①意欲ある認定農業者及び先進的な取組みを進める農業者を安定的に育成、確保します。
- ②次代を担う農業後継者と※UターンやIターンなどによる新規就農者を育成します。
- ③県や農協など関係機関との連携体制を強化し、山形大学農学部や専門家の指導や協力を得て、住民の自主的な参画と合意形成のもとに、集落営農組織などの幅広い担い手の育成、確保を促進します。

### (2) 地域の特性を生かした産地づくりと多角化

#### ○施策の方向

農業者の理解と協力のもと、関係機関や関係団体が連携し検討した、生産、流通、消費の状況に的確に対応した※地域水田農業ビジョンのもと、米づくりをはじめ、土地利用型作物の生産を着実に進めます。

また、優良農地の確保に努めるとともに、共同乾燥調製（貯蔵）施設や高性能農業機械の計画的な整備や導入を促進し、地域の実態に適した生産性の高い営農体制を確立します。あわせて消費者ニーズ、市場ニーズに応じた高品質良食味の売れる米づくりを進めます。

野菜、果樹、花き及び菌茸など園芸作物の生産を振興するため、生産技術の向上及び機械や設備の導入を推進します。特に、施設などを活用した周年栽培体系を確立し、水稻と園芸作物などによる複合経営の確立を図ります。

農産物の流通と販売については、「安全・安心・おいしい」農産物を安定的に

※認定農業者：農業経営基盤強化促進法の規定に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む。）のこと。農地の集積や長期・低利の資金などの支援を受けることができる。

※集落営農：集落のような地縁集団を単位として、様々な農業生産過程の一部または全てを共同で行う組織。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態がある。

※Uターン・Iターン：Uターンは地方から都市部へ移住した人が再び地方の生まれ故郷に戻る。Iターンは出身地とは別の地方に、その地の魅力を感じて地縁の無い所に移り住むこと。

※地域水田農業ビジョン：平成 14 年に国により決定された米政策改革大綱で示された改革の方向を実現するため、各地域において、今後の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向をとりまとめた計画。



消費者に供給するため、市場をはじめ産直販売など多様な流通販売ルートの開拓と庄内米、メロン、だだちゃ豆（えだまめ）、温海かぶなどブランド力の高い農産物をけん引役としながら、これらに続く農産物などを幅広く発掘、育成し、「鶴岡ブランド」の確立により、販路拡大を促進します。

農産物の地産地消の取組みについては、消費者が安全で多種多様な地元産の農産物を堪能できるという大きな利点があることから、一般消費者のみならず飲食事業などへの拡大を図ります。また、意欲ある農家による「産地直売」や「農産物加工」の活動について、品目の拡大や周年販売などの取組みを促進します。

このようにして、地域の特性を生かした産地づくりを推進するとともに、農業者自らの前向きで多角的な取組みを助長することにより、地域農業の活性化を進めます。

さらに、地産地消の拡大や全国の消費者に向けた積極的な情報発信を進めるため、全市を一体とした産地の「顔」となるブランドイメージの形成といった産地戦略を進めます。

### ○主な施策

- ①新品種や有機栽培米、特別栽培米など消費者ニーズ、市場ニーズに応じた高品質良食味の需要に応じた売れる米づくりの生産を振興するとともに販路の拡大を図ります。あわせて、米の消費拡大を図るために米粉の利用を進めます。
- ②豊富な在来作物の種子の維持・保存を図るとともに、在来作物の持つ個性を生かした生産、加工、販売を進めます。
- ③米づくりの中核施設である共同乾燥調製（貯蔵）施設の計画的かつ効果的な整備や再編を進めます。
- ④優良農地の確保、農地の面的集積の促進及び高性能農業用機械や施設の効率的な利用を促進し、生産性と収益性を高めます。
- ⑤中山間地域などにおいて、遊休農地の解消や土地の有効利用の促進を図るため、加工用米や飼料用米の導入、拡大を進めます。
- ⑥転作田等における土地利用型作物については、平野部における大豆や麦、中山間地域におけるそばなど地域の状況に適した生産を振興します。
- ⑦米をはじめ、園芸作物、畜産、菌茸、農産加工品の高品質かつ安定的な生産を図るための生産技術の向上と地域特性を生かした畑作と園芸作物などの生産振興による産地化、ブランド化の促進及び新たな地域特産物の開発を進めます。
- ⑧小規模農家、女性や高齢者などによる産直販売や農産加工の取組みを積極的に推進、支援するとともに、地元農産物の販路の拡大により地産地消を進めます。

### (3) 環境保全型農業の推進

#### ○施策の方向

※有機農産物や※特別栽培農産物など、化学肥料や農薬の使用を控えた安全・安心な農産物に対する消費者ニーズが高まっていることから、安全で質の高い食料生産地をめざし、耕畜連携による有機性堆肥をもとにした環境保全型農業を進めます。

また、地球温暖化の問題や農業用機器財や燃料が高騰し、農家経営が厳しさを増しているなかで、省エネルギー効果の高い設備や資材などの導入や省エネルギー型栽培への転換を促進します。

一方、堆肥の供給元となる畜産を振興するために、経営規模の拡大、優良種及び機械や施設の導入、技術の向上による経営の安定化と生産の合理化を進めるとともに、担い手の確保や新規参入者も含めた後継者の育成を進めます。

#### ○主な施策

- ①※エコファーマーの拡大、農産物の認定・認証事業の普及啓発により有機農産物及び特別栽培農産物などの栽培面積の拡大及び販路の拡大を図ります。
- ②環境保全型農業の普及拡大と経営の安定化を図るため、有機農産物や特別栽培農産物の栽培技術の体系化及び普及を図ります。
- ③有機農産物や特別栽培農産物、園芸作物の生産の振興に不可欠な堆肥の安定供給を確保するため、全市的な耕畜連携の強化により、堆肥の生産流通システムの構築を図ります。
- ④省エネルギー型の農業用機械の導入や低コストかつ省エネルギー型の施設園芸を進めます。
- ⑤※1森林バイオマスを利用した施設暖房機器の利用を進めます。
- ⑥良質な肉用牛や豚の生産拡大を図るため優良種の導入を促進するとともに、畜産農家の経営の近代化と安定化を図るため、機械や施設の導入を促進します。
- ⑦公共牧場の積極的な利用を促進し、飼料自給率の向上を図り、夏山冬里方式による生産の合理化を進めます。

### (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備

#### ○施策の方向

農業生産の効率化と安定化を図るため、農業生産基盤の整備を促進します。

また、農地や森林の有する優れた景観や癒しの場としての機能を十分に発揮できるようにするとともに、農山村の住民が、安全で安心な生活、あるいは快適な生活を維持できるよう、農山村集落の環境整備を促進します。

※有機農産物：生産から消費までの過程を通じて化学肥料・農薬等の合成化学物質や生物薬剤、放射性物質、(遺伝子組換え種子及び生産物等)を全く使用せず、その地域の資源をできるだけ活用し、自然が本来有する生産力を尊重した方法で生産された農産物。

※特別栽培農産物：農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、栽培期間中、節減対象農薬及び化学肥料(窒素成分)の双方を慣行の5割以下に減らして栽培された農産物。

※エコファーマー：たい肥等による土づくりと化学肥料や化学農薬の使用の概ね2、3割の低減を一体的に行う生産方式の導入計画を作成し、県知事の認可を受けた農業者。

また、野生鳥獣の生息分布域が拡大、拡散する傾向が見られ、農作物への被害が拡大し深刻化していることから、実態の把握に努め、農業者と関係者、関係団体の連携のもとに、農作物被害を縮小させる取組みを進めます。

#### ○主な施策

- ①老朽化したかんがい排水施設の改修及び整備、ほ場の大区画化を進めるとともに、農道の改良などを計画的に進めます。
- ②転作田の畑作物の収量の安定と品質の向上を図るため、排水対策などの水田畑地化基盤整備を進めます。
- ③地域住民の定住を図るために、優れた景観を維持・保全するとともに、安全かつ快適な暮らしを確保する農山村集落の生活環境の整備を進めます。
- ④有害鳥獣対策を進めるために、実態把握や被害防止に向けた推進体制を拡充します。
- ⑤野生鳥獣の生息環境づくりに配慮した森林整備を進めるなど、人と野生鳥獣の棲み分け対策を進めます。

## 第2節 森林資源の有効な保全と活用

### (1) 適正な森林経営と循環システムの構築

#### ○施策の方向

豊かな森林資源を市民が活用し、森林所有者も安定的に森林施業に従事できるようにするためには、森林資源が循環することが求められています。それには、木材需要に応じたスギ人工林での伐採と、その後の植林と保育が途切れることなく繰り返して行われ、木材生産が継続して行われることが必要となっています。このため、木材生産コストの低減を図りながら、市民のスギ人工林に対する関心を高め、生産された木材が、円滑に消費されるよう周知活動を進めます。

これまで山を守ってきた林業従事者の高齢化が進み、管理放棄された森林が増加している要因にもなっていることから、多様な林業の担い手の育成を図ります。

#### ○主な施策

- ①林道、作業道の路網の整備により、木材生産コストの低減を図るとともに、搬出された木材に対する適正な対価が支払われるよう検討し、施業管理の行いやすい森林環境をつくり、森林所有者の施業意欲の向上を図ります。
- ②優良材の生産をめざした間伐施業への取組みを推進するとともに、魚礁やエネルギー源など様々な用途への間伐材の有効活用を図ります。
- ③多様な担い手の育成とあわせて、森林組合の林業技術者の育成を強化し、森林

※1 森林バイオマス:生物由来の資源や有機エネルギーのうち、丸太、間伐材、林地残材、剪定枝、チップ、製材屑など、及びこれらから作られる材木、薪、炭、ペレットなどの製品を指し、廃材などを含む木質バイオマスと区別される。

所有者に対する施業指導を拡充します。

- ④住宅供給、製材、素材生産の関係事業所などが相互に連携し、地元産材による地域の気候風土に合った家づくりを推進し、地元産材の消費を促進します。
- ⑤森林を見学する機会を設けることなどにより、市民のスギ人工林に対する関心を高め、木材の地産地消についての理解を深めてもらう取組みを推進します。特に、公共建築物については、教育効果や展示効果が大きいことから、地域材の活用を積極的に進めます。
- ⑥住宅建築にあたり施主と施工者の双方から乾燥材の使用が求められていることから、乾燥施設の設置について検討を進めます。

## (2) 森林環境の保全

### ○施策の方向

森林の持つ多様な機能を市民の生活に生かす方策を研究するとともに、環境を重視した広葉樹の人工造林、スギ人工林の針広混交林化、広葉樹林化など多様な森林整備に取り組みます。また、病害虫による被害森林の拡大防止と保全対策や、森林に対する子どもたちの関心を高める森林環境学習などを拡充します。

### ○主な施策

- ①里山林を中心とした※ナラ枯れの被害の拡大を防止し、被害跡地に対する広葉樹などの植栽を進めます。
- ②児童や生徒を対象に、下刈りなどの保育作業や自然観察など森林環境学習を拡充し、森林に対する関心を高め、森林環境の保全意識を醸成します。
- ③海岸砂防林の松くい虫などの病害虫防除対策を推進するとともに、地域住民の参加による保育活動などに取り組み、健全で公益的機能の高い松林を維持、保全します。

## (3) 地域資源としての森林の利活用

### ○施策の方向

森林の恵みを利活用できる環境をつくるため、里山の広葉樹林地から奥山の天然林に至る多様な森林について、その林相や地域の特色を生かした森林の整備を推進します。また、市民が、気軽に、親しみを持って森林に接していけるように、森林の多面的な機能と日常生活との関わりについての理解を促すとともに、森林を活用した市民の交流の取組みを進めます。

### ○主な施策

- ①森林浴や森林散策、健康づくり活動などにより、森林に親しみ、心安らげる

※ナラ枯れ:ミズナラ、コナラ、ブナなどがカシノナガキクイムシという体長 5 mm 程の昆虫が運ぶナラ菌(カビの一種)により、集団で枯れること。

空間としての活用を進めるため、遊歩道や案内板、標識など森林内の利用施設の整備を進めます。

- ② 森林や木を活用したイベントや森林浴、森林散策などの情報を収集、発信し、市民の森林に親しむ機会の拡充を図るとともに、山村地域における市民との交流や健康づくりなどの面で有望な地域資源を活用したプログラムを開発します。
- ③ 山菜やきのこ類などの※特用林産物は、森林地域の重要な資源となっており、間伐などの森林整備と結び付けた生産の拡大や低コスト化、付加価値を高めた販売などにより生産の振興を図ります。

#### (4) 森林バイオマスの利活用

##### ○施策の方向

森林資源の有効活用を図るとともに、地球温暖化の防止に資するため、間伐材や林地残材、剪定枝、製材屑などの未利用の木質資源をエネルギー源として活用するなど、森林バイオマスの利活用を研究し、その有効活用を進めます。

##### ○主な施策

- ① 森林バイオマスの利用に関する情報を収集するとともに、利用形態や導入コストなど有効性等を調査、検証し、本市に適した森林バイオマスの利活用を進めます。

### 第3節 安定した水産業の振興

#### (1) 安定した漁業経営の推進

##### ○施策の方向

水産物は、昔から重要な「食」の要素として、地域独自の文化と社会生活に深い関わりを持ち続けてきました。また、水産業は、水産物の安定供給とともに、豊かで安心できる生活の基盤を支える役割を果たしており、水産業の健全な発展を図ることが重要となっています。このため、将来にわたって水産資源の確保を図るとともに、魚価向上の取組みを推進し、漁業収入の増収により、安定した漁業経営の確立を図ります。

##### ○主な施策

- ① 安全な港内航行と漁業作業及び出漁回数が増えることによる漁獲増を図るため、防波堤の嵩上げや延伸、岸壁の補修など漁港施設の整備を進めます。

※特用林産物：食用のきのこ類、樹実類、山菜類などや非食用のうるし、木ろうなどの伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭など、森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。

- ②沿岸漁業の漁獲増を図るため、イワガキなど水産資源の増殖施設のほか、魚礁、藻場などの漁場の整備を進めます。
- ③将来にわたる漁業資源の確保を図るため、種苗放流など栽培漁業の推進とともに、漁業者や遊漁者の理解と協力による小型魚保護のための捕獲規制や、禁漁期間の設定など、資源管理型漁業を進めます。
- ④高値で取引されるイワガキや寒ダラのように、他産地との差別化を図る取組みにより、鶴岡産水産物のブランド化を進めます。
- ⑤安全安心な水産物を提供するため、貝類による食中毒防止のためのモニタリング検査などの取組みを進めます。
- ⑥魚の消費を拡大するため、料理教室などによる魚食の普及や、産直施設の拡充などによる地産地消の取組みを進めます。
- ⑦燃油価格の高騰などの経済情勢や、大型クラゲの来遊や※磯やけなどの海洋環境の変化による、水産業への影響を緩和するための方策について、漁業者、関係機関と協調し対応を図ります。

## (2) 漁業の担い手の確保

### ○施策の方向

漁業者の減少と高齢化が進んでいるなかで、将来にわたり安定して水産物を供給していくには、担い手の確保や育成を図るとともに、漁業者の円滑な世代交代を推進していくことが必要です。このため、現漁業者の後継者育成を基本にしながら、都市部や他産業からの新規就業者の受入れの検討などにより、新たな漁業の担い手の確保を図ります。

また、漁業者、県漁協、行政が連携して、「山形県漁業就業者確保育成協議会」による漁業の担い手の確保や育成のための各種施策を検討、実施します。

### ○主な施策

- ①底曳網漁船などの乗組員の独立を支援するため、漁業技術や漁業経営についての研修制度を充実するとともに、遊休漁船の活用や関係機関への制度資金の拡充の要請などにより資金調達の負担軽減を図ります。
- ②都市部や他業種からの就業希望者などを対象に、漁業の短期研修などの取組みを進めます。
- ③中学生や高校生の漁業に対する就業動機を高める事業を実施します。

---

※磯やけ:ある沿岸海域に生息する海草の多くが死滅し、それに伴って水棲生物が減少し、漁業に大きな打撃を与える現象。

## 第4節 農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大

### (1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり

#### ○施策の方向

農山漁村地域では、人口の減少、高齢化や混住化が進んでいることから、農林漁業者のみならず幅広い地域や集落の住民の協力のもと、農林水産業の振興や地域の活性化に向けた話し合い活動を推進するとともに、実践的な取り組み活動を推進、助長し、発展の成果が地域に還元される仕組みづくりにより、農林水産業の維持発展と農山漁村地域の活性化を図ります。

#### ○主な施策

- ① 農林漁業者を核とし、自治組織や生産組織、高齢者や女性並びに若者の組織など、多様な主体の参画による地域住民の自主的な組織づくりを進めます。
- ② 地域づくりの組織化や実践的取り組み活動を推進するため、専門家の派遣や農協などの関係機関や関係団体で構成するサポート体制を拡充します。
- ③ 農地や農業用水などの保全管理活動への多様な主体の参画を通じて、適切な保全管理を図るとともに、コミュニティ機能の維持や再生を図ります。
- ④ 地域住民やボランティア、漁業者、企業など市民参加による「魚の森づくり」や「広葉樹の森づくり」などの森づくり活動や森林保全活動を推進するとともに、森林施業の見学や体験実習を実施するなど、森林の多面的機能を生かした交流の拡大に努めます。
- ⑤ 農林水産資源を活用した新たな産業の展開や都市と農山漁村との交流を推進するため、地域リーダーとなる人材の育成と情報発信に努めます。
- ⑥ 漁村地域に水産加工品の製造や水産物直売など新たな雇用の場を創出し、地域経済の活性化を図るとともに産業の振興による地域づくりを進めます。
- ⑦ 森林文化都市の実現に向けて、森林の資源を活用した活動の拠点となるフィールドを整備します。

### (2) 交流人口の拡大による地域の活性化

#### ○施策の方向

広大で豊かな森林、水田、畑、樹園地と砂丘畑などの農地、雄大な日本海、温泉、農山漁村文化と伝統など本市の農山漁村が有する豊富な資源を有機的につなげ、本市のイメージアップを図ります。また、安全・安心な農産物生産の取り組みなどの情報発信を積極的に行うことにより、交流人口を拡大し地域の活性化を図ります。

## ○主な施策

- ①農山漁村が有する優れた地域資源を掘り起こして※データベース化し、情報の発信や鶴岡らしい特徴ある※グリーン・ブルーツーリズム、また、これらを統合したルーラルツーリズムとして「鶴岡ツーリズム」の開発を進めます。
- ②友好都市や親交のある首都圏の地区との交流の促進など、都市と農山漁村との交流を通じて本市の農林水産業への「応援団づくり」を進め、農林水産物の販路の拡大を促進します。
- ③森林や木を活用したイベント情報、森林浴や森林散策などに関する情報の集積と発信、旬の魚介を活用したイベントの開催や水産物直売施設の整備、漁業体験や水族館、海洋研究施設での研修や農山村集落の生活体験などを組み合わせた体験プログラムを拡充し、森林や山村、漁村の持つ魅力を高め、交流人口の拡大を図ります。
- ④子供たちの農林水産業や農山漁村の体験の受入体制を確立するとともに、中学生や高校生の農業体験修学旅行の受入体制を拡充します。
- ⑤田舎暮らしを求める都市住民のニーズに応えるため、短期滞在型、長期滞在型、定住型などの※交流居住を進めます。

## 第5節 新たな技術・流通等に関する研究開発の推進

### (1) 新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進

#### ○施策の方向

本市の農林水産物の付加価値を高め、有利な販売に結び付けるため、山形大学農学部や慶應義塾大学先端生命科学研究所などの高等教育機関や県立の試験研究機関の存在や食品産業の多くの企業の立地といった環境を生かし、これら機関の連携、協力体制を強化するとともに、新たな農林水産加工品や特産物の開発及び流通販売システムの改善などの研究開発を進めます。

#### ○主な施策

- ①地元の試験研究機関や食品企業などとの連携、協力体制の拡充を図るとともに、おいしさ（嗜好性）や機能性に着目した付加価値の高い食品を開発します。
- ②※1生産調整の対象品目として飼料用米の栽培実証試験を行い、適合性、収益性を検証し、実用化につなげます。
- ③重要な土地利用型作物である大豆の生産拡大を図るため、本市に適した収穫時期の早い高品質多収量の品種の開発を進めます。
- ④地元産スギ材の利用拡大のため、木材の強度特性や材質特性を明らかにする

※データベース：相互に関連する各種データを蓄積したもの。特に、コンピューターを使ってデータの検索、多目的利用が可能なもの。

※グリーン・ブルー・ルーラルツーリズム：農山漁村にゆったりと滞在し、農林漁業の体験や、その地域の自然・文化にふれ、地元の人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。農場で休暇を過ごすものをグリーン・ツーリズムと呼び、漁村に滞在する場合は、ブルー・ツーリズムと呼ばれる。ルーラル(**rural**)は田舎、田園に関するさまと訳され、ルーラルツーリズムは農山漁村地域での滞在型余暇活動全般を指す。

※交流居住：都市住民が都市と田舎に滞在拠点を持ち、双方を仕事や余暇で使い分け、地元の方達との交流を楽しみながら生活をする新しい生活志向、生活様式。



とともに、構造材や内装材への新たな活用などを検討します。

- ⑤里山を利用したきのこ類、山菜類など特用林産の人工栽培や促成栽培等の栽培技術の開発を進めます。
- ⑥値段の安い魚を使った新たな水産加工品の開発など、これまで市場ルートに乗らなかった魚介の活用を進めます。
- ⑦首都圏などの中央卸売市場への活魚出荷など、新たな流通販売ルートの開拓を進めます。

---

※1 生産調整：米の生産量が需要量を大幅に上回っていることから、米の生産量を調整し、需給に応じた米の計画的生産による米価の安定を図るとともに、水田を有効活用した大豆・野菜・果樹など稲以外の作物の本格的生産の拡大・定着を図ること。



第5章 地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これからの時代をひらく新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします

## 第 1 節 地域の強みを生かした地力ある産業の振興

### (1) 競争力のある企業の集積

#### ○施策の方向

本市の特徴的な製造業である電子、電機、機械、輸送といった加工組立型産業と独自の技術や付加価値の高い製品などを持つ企画開発型企業の集積を促進します。

また、慶應義塾大学先端生命科学研究所の研究成果などを核として、次代を担う新規、成長分野であるバイオに関する研究機関や企業を集積し、新しい産業の振興を図ります。

#### ○主な施策

- ①※企業立地促進法に基づく新たな企業の立地促進と既に地域に根ざした企業の事業拡張や競争力を強化しやすい環境づくりを進めます。
- ②高等教育研究機関が持つ研究成果や新技術の産学連携、企業間連携に基づく事業化を推進するとともに、※ベンチャー企業の創出と育成を図ります。
- ③庄内地域産業振興センターを核とした企業間交流や異業種間交流、産業人材育成など企業活動のサポート機能を拡充します。
- ④高等教育研究機関の研究成果をもとに、医薬、食品、環境などバイオに関する研究機関や企業が集積するクラスターを形成するとともに、その受け皿となる鶴岡バイオサイエンスパークを整備します。

### (2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興

#### ○施策の方向

先人より受け継いだ製品づくりを未来にも継承しつつ、時代が求めるデザイン、機能、用途などを加えて、伝統的な製造業の高付加価値化に取り組むことにより、伝統産業の再構築と地場産業の振興を促進します。

#### ○主な施策

- ①農商工連携、産学連携などの多様な連携により消費者ニーズに対応した製品の開発とそれらの販路の拡大を促進します。
- ②事業者が自主的かつ意欲的に行う新商品や新サービスの開発、市場化の取組みに対して、※地域資源活用促進法などによる支援を拡充します。
- ③絹織物、羽越しな布をはじめとする伝統的な産業の活性化を推進します。

※企業立地促進法：地域経済の基盤を強化するため国が地域の企業立地促進等を支援する法律で立地企業について税の減免などの優遇措置がある。平成 20 年に庄内地域の基本計画が採択された。

※ベンチャー企業：新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的、革新的な新規事業に挑戦する中小企業。

## 第2節 まちの賑わいを創る産業の振興

### (1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり

#### ○施策の方向

地元商店街や商店が買物機能としてだけでなくコミュニティの場としての役割が期待されるなか、地域に根ざした付加価値づくりや担い手の育成を図り、地域住民のニーズに対応した安定的かつ持続可能な店づくりと商店街づくりを推進します。

#### ○主な施策

- ①地域ニーズに対応した事業承継や新規創業に取り組む人材を育成します。
- ②商工会など関係団体との連携による地元消費の喚起や地域特性を生かした意欲ある取組みを推進します。

### (2) 多様な交流による中心商店街の活性化

#### ○施策の方向

中心商店街それぞれの特性を生かしながら、※中心市街地活性化基本計画に基づき、まちづくりと一体となった取組みを推進し、「住」「職」「遊」「学」「観光」の観点からの商店街の高付加価値化を図るとともに、まちなかにおける多様な交流や活動が行われ、歴史と伝統を継承しつつ新たな文化を創造する場としての商店街づくりを進めます。また、商店街自体の活動の活性化や魅力ある個店の集積による持続性のある商店街の形成を図り、来街者にとって歩いて楽しい商店街づくりを進めます。

#### ○主な施策

- ①中心商店街を構成する店舗個々の特性やオリジナリティを生かした店づくりを促進するとともに、意欲ある商業者の出店を促す環境づくりを推進します。
- ②中心商店街への伝統産業や食材など地域資源を生かした店舗や工房型店舗の誘導を図り、職人技や地場産品に触れられる魅力ある商店街づくりを進めます。
- ③活力ある中心商店街をめざし、市民が交流する魅力あるまちづくりを進める鶴岡商工会議所のTMO事業の取組みを支援します。

※地域資源活用促進法：各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品の開発等を行う中小企業を支援する法律。

※中心市街地活性化基本計画：中心市街地活性化法及び国の基本方針に基づき、多彩な都市機能がコンパクトに集積した賑わいのあるまちを実現するため、概ね5年間を事業期間とする中心市街地の活性化に関する施策や実施事業を定めた計画。鶴岡市では「住み、暮らし、活動する場」としての中心市街地づくりをめざし鶴岡市中心市街地基本計画を策定し、平成20年7月に国の認定を受けた。

### (3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興

#### ○施策の方向

経済のサービス化、ソフト化が進展するなか、工業団地に立地する企業などのニーズに対応した企業活動を支援する対事業所サービス機能や市民の福祉や教育などのニーズに対応した対人サービス機能の集積を進めるとともに、新たなビジネスの創出と育成を図ります。

#### ○主な施策

- ①デザイン、印刷、コンサルティング業務、ITソフト関連など、多様な企業活動を支援する対事業所サービス機能の充実を図ります。
- ②福祉や教育など市民生活を支援する対人サービス機能の充実を図ります。
- ③地域資源を生かしながら地域課題への対応について「ビジネス」の手法で取り組むコミュニティビジネスの創出と育成を図ります。

## 第3節 はたらく力と意欲を高める人づくり

### (1) 先進的な事業活動を支える人材の育成

#### ○施策の方向

産学連携に基づく独創的な研究開発や技術創造をなす中核的な人材、技術の具体化や製品化の過程を実務面で支え、また、生産性や品質向上をめざして自ら工夫する技術者を育成し、企業の自立的な事業展開を促進します。

#### ○主な施策

- ①高等教育機関や研究機関での研修や共同研究などを促進します。
- ②高等教育機関などによる社会人のための※リカレント教育を拡充します。

### (2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出

#### ○施策の方向

企業が社員に求める能力の高度化や就業構造の変化に対応するため、自己の適性や職業能力の的確な把握と職業能力の向上を支援します。また、長寿化に伴う職業生活期間の延長、価値観の変化、生活の様式や志向の変化などに対応し、生きがいや社会参加の視点からも成立し得る就業の場の創造と育成を図ります。

---

※リカレント教育：社会人の再教育。社会に出た人が自己実現や職業能力の開発などに必要な知識、技術、教養を身に付けるため再び受ける教育のこと。

### ○主な施策

- ①庄内地域産業振興センター、鶴岡地域職業訓練センターを核とした研修及び訓練を拡充します。
- ②企業の人材育成や個人個人の※スキルアップに資する情報提供やアドバイス機能などを拡充します。

## (3) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進

### ○施策の方向

若年層が早い段階から働くことの意義について認識を深め、職業意識と能力や知識を形成できるよう支援することにより、新卒者の職場定着を図るとともに、若年求職者の就職支援に努めます。また、若年層の地元企業就職を促進する取組みを強化します。

### ○主な施策

- ①雇用対策協議会、ハローワーク（公共職業安定所）との連携による地元企業就職に資する情報提供や指導機能を充実します。
- ②教育機関、企業、商工団体などとの協力により、子どもの就業体験や職場体験の機会を拡大し、また、長期※インターンシップを推進します。

## 第4節 鶴岡ならではの観光の振興

### (1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進

### ○施策の方向

団体型旅行から、個人、家族、小グループ型旅行への移行、旅行の目的やルートなどの多様化といった観光ニーズの変化を踏まえつつ、本市特有の歴史、文化特性や自然環境など豊富な観光資源を活用、整備しながら、「テーマ観光」や「体験型観光」を一層充実していくとともに、市域を越えた広域観光を充実、強化します。

### ○主な施策

- ①本市ならではの歴史的施設や数多くの伝統文化や伝統芸能などを大切に継承していくとともに、個々の資源の磨き上げやサービスの向上を行い、観光資源としての更なる活用や再構築を図ります。
- ②「食」「文化」「健康」といった要素や、磐梯朝日国立公園、日本海などの豊かな自然を活用した「※トレッキング」「登山」「溪流釣り・磯釣り」など、

※スキルアップ: 訓練して技術、技能を身に付けること。

※インターンシップ: 学生が企業で一定期間企業活動について体験する制度。

※トレッキング: 健康やレクリエーションのための山歩き。

本市の観光資源や地域特性を活用したテーマ観光を推進します。

- ③体験型観光メニューの充実や創出を図り、体験メニューと既存の観光資源との組合せなどにより一層の観光誘客を推進します。
- ④農林水産業・商工業分野と連携し、新たな観光需要の創出などに取り組みます。
- ⑤高速交通ネットワークの充実にあわせ、近隣市町村や広域観光推進組織と連携して、国の「※観光圏整備法」に基づく観光圏の形成を図るなど、積極的に広域観光を推進します。
- ⑥本市の観光資源のPRと誘客を促進するため、旅行代理店とのネットワークの強化を図り、早期の情報提供や旅行ニーズの把握を推進するとともに、雑誌やテレビ放送、インターネットや携帯電話サイトなど情報媒体の効果的な活用を推進します。
- ⑦外国人観光客の誘客に向け、山形県国際観光推進協議会や隣県と一体となった取組みにより、出羽三山や黒川能など本市が誇る観光資源を積極的に宣伝します。
- ⑧老朽化している観光施設などの改築整備を図るとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、鶴岡公園周辺などにおいて城下町として培われてきた歴史や文化的特性を踏まえた観光エリアの充実、整備を推進します。
- ⑨祭りや各種誘客イベントについて、伝統の保持に加え、新たな魅力付けなどにより誘客の促進を図るとともに、若い世代も加えながら推進体制の充実を図ります。

## (2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出

### ○施策の方向

温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わいの創出に向け、個々の宿泊施設の充実やサービス向上だけに止まらず、それぞれが有する地域の自然、歴史、文化的環境を生かし、通りの整備や良好な景観の形成などのハード事業と地域資源を活用したソフト事業を推進し、散策などが楽しめるように、当該エリア全体の魅力アップを図ります。

### ○主な施策

- ①温泉街全体としての魅力の向上、賑わいの創出、滞在時間の拡大に向けて、ハードとソフト両面から各温泉地の環境や特性を活用した取組みを積極的に推進していくとともに、温泉地と一体となって、先進事例調査を踏まえ、誘客効果の高い取組みを展開するほか、温泉街の新たな魅力付けや付加サービスの実施、温泉地連携による活動に取り組みます。
- ②出羽三山信仰の歴史や伝統に配慮しつつ、本市の貴重な誘客資源として活用するため、宿坊街の景観整備と新たな誘客受入体制の充実に取り組みむととも

---

※観光圏整備法：複数の観光地が広域的に連携した「観光圏」の整備を行うことで、国内外の観光客が2泊3日以上滞在できるエリアの形成を図り、観光圏域が一体となって、誘客を促進することを目指すもの。



に、世界遺産登録の動向を見据えながら、出羽三山地域における誘客受入のための観光、交流の環境整備を進めます。

- ③温泉地や宿坊街における街全体の魅力アップを図るため、当該地の観光推進組織だけに止まらず、商店主や住民に専門家や有識者も加え、継続的で組織的な「街づくり」の検討、実践の取組みを進めます。

### (3) 観光客受け入れ環境の充実

#### ○施策の方向

観光客の移動手段として、駅や空港などからの公共交通だけに止まらず、点在する観光資源を結ぶ2次交通の充実を図るとともに、観光案内看板の設置をはじめ、観光ガイドや観光案内所、さらには市民による「もてなしの心」などの醸成を図り、受け入れ環境の一層の充実を図ります。

#### ○主な施策

- ①「鶴岡観光ぐるっとバス」や「まっすぐタクシー」「あつみ温泉あい乗り号」などの運行をはじめとして、2次交通の一層の充実を図ります。
- ②団体観光から個人や小グループ旅行へ変化した観光動向に対応するため、観光案内、情報提供機能の一層の充実を図るとともに、観光ガイドや、観光レンタサイクル、観光共通券などの観光客受入基盤の充実や新たな仕組みづくりを推進します。
- ③市街地観光では、中心市街地活性化基本計画などのまちづくりと連携し、ハードとソフト両面から、歩いて楽しい観光の街づくりを推進します。
- ④観光業に携わる人だけでなく広く市民を対象とした、関係機関や関係団体、学校などと連携した講座や学習の推進、あるいは主体的な学びや実践活動などにより、本市の歴史と文化や地域資源について理解を深め自らの地域に誇りを持つことを通じて、観光客や来訪者が再び訪れたいくなるような、鶴岡らしい「気遣いや思いやり、もてなしの心」の醸成に努めます。
- ⑤増加しつつある外国人観光客向けに、観光案内説明板などの多言語化を図っていくとともに、外国語版の観光パンフレット作成や通訳ガイドボランティアの育成を進めます。

### (4) 観光推進組織の強化と人材の育成

#### ○施策の方向

観光振興においては、民間の果たす役割は極めて重要であり、現在、鶴岡市観光連盟など様々な観光推進組織が活動を展開していますが、それらの機能強化を進めていくとともに、観光に関わる団体との連携や人材の育成、※コミュニティ

※コミュニティサイト：例えば「出羽三山」に詳しい人たちが集まるインターネット上のファンクラブといった、関心や興味を共有する人々が集まる情報交換などのコミュニケーションを中心としたサイト(情報や文書が公開されているネット上の場所)のこと。

サイトによる人材ネットなどの構築を図ります。

#### ○主な施策

- ① 鶴岡市観光連盟と旧町村観光協会との連携、協力を深めるとともに、鶴岡市観光連盟については、体制の強化を図り、市全体の情報発信や誘客活動、コーディネート機能などを強化します。
- ② 地域振興や活性化、観光振興の担い手となっている団体などと連携しながら、観光誘客事業を展開するとともに、地域の歴史や文化などに関する学習会の開催や誇りの醸成などを通じて、新たな人材の育成を図ります。
- ③ 鶴岡の観光のファンが集まるコミュニティサイトを構築し、広範な情報発信などとあわせ、全国的な人材ネットワークづくりを進めます。

### (5) 特産品の育成と物産展の充実

#### ○施策の方向

既存の特産品に加え、農林水産分野や商工分野などにおいて、新たな地域特産品が製品化されており、これらの特産品を観光PRのため積極的に活用していきます。また、物産展については、販路拡大や物産販売だけに止まらず、観光誘客と一体となった取組みを進めます。

#### ○主な施策

- ① 地域固有の資源である「だだちゃ豆」や「しな織り」をはじめ、食文化、伝統工芸品や民芸品、さらには地域資源を生かした新たな地域特産品などについて、観光誘客素材として県内外において積極的に宣伝し活用します。
- ② 伝統工芸品や民芸品に携わる人材の育成について、関係団体と連携しながら推進します。
- ③ 県などが主催する物産展や都市交流地域での物産展などを通じて、物産業者による販路拡大や販売額の増加を促すとともに、観光PRや本市への観光誘客と一体的な取組みを推進します。

第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

## 第 1 節 快適な都市環境の形成

### (1) 快適な市街地と集落の基盤形成

#### ○施策の方向

市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、既成市街地や既存集落の土地の有効利用に留意しながら、コンパクトな市街地を形成するとともに、地域の特性に配慮した快適な生活環境の整備を進め、美しい田園や丘陵、海岸と調和した市街地や集落の形成を図ります。

#### ○主な施策

- ①※都市計画区域を平坦部に広く拡大するとともに※区域区分を実施し、一体的な土地利用を図ります。
- ②既成市街地や既存集落では、その地域の特性に配慮した土地利用の誘導を図り、個性豊かな維持、発展を支えます。

### (2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり

#### ○施策の方向

地域の核となる区域を生活や文化などの地域活動の拠点として位置付け、地域が持つ歴史や伝統と文化を大切に維持、発展させ、そこに住む人が誇りを持って住み続けられる地域づくりを推進します。

#### ○主な施策

- ①地域活動の拠点に※用途地域を指定し、秩序ある快適な都市環境の維持、創出を図ります。
- ②地域の個性、創意工夫を源泉に、住民と行政が協働してまちづくりを進めます。

### (3) 地域の個性を生かした景観形成

#### ○施策の方向

これまで引き継がれてきた良好な景観を保全し、次代に継承するため、地域ごとに進めてきた景観形成の方針を新市全体の景観計画に位置付け、地域の豊かな個性を生かした景観形成を推進します。

※都市計画区域：自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備や開発を行ったり、又は現状を保全したりするため、都市計画法、その他の法令の規制を受けるべき土地として指定した区域。

※区域区分：都市計画区域を、開発できる区域と、原則開発できない区域に区分する制度で、開発できる区域を市街化区域といい、開発できない区域を市街化調整区域という。市街化区域では、市街地を計画的に整備・改善する一方、市街化調整区域では、開発行為を抑制し農村環境や自然環境を保全する。

※用途地域：それぞれの地域にふさわしい土地利用を誘導するための制度で、例えば、住宅街には工場や大型店が建たないように規制したり、重工業地域には住宅が建たないようにしたりするため、12種類の用途地域が定められており、用途地域ごとに建ぺい率、容積率も定められている。

### ○主な施策

- ①大規模な建築物、工作物の建築行為については届出を義務付け、良好な景観を損なうものの立地を規制します。
- ②景観上重要な地区として保全されてきた区域を景観計画に位置付け、きめ細やかな規制や誘導を行います。
- ③美しい田園風景や山々の眺望景観を保全するため、建築物の高さの規制や誘導を図ります。

## (4) 賑わいある中心市街地の形成

### ○施策の方向

地域の特性に合わせたまちづくりを推進し、「住み、暮らし、活動する場としての中心市街地」の形成とその充実を図ります。

### ○主な施策

- ①歩行者交通ネットワークとまちの賑わい創出とが連携した「歩いて暮らせるまちづくり」を推進します。
- ②先端的な要素と伝統的な要素が共存する鶴岡公園周辺では、互いの魅力が調和したまちづくりを推進します。
- ③市民の快適性と利便性の向上のために、景観の保全に配慮した都市機能の集積を図ります。
- ④交通結節点である鶴岡駅前地区では、その立地条件を生かし、企業間交流や産学連携などの活動の支援を図ります。
- ⑤市民と協働でまちづくりを進めるため、目標や関連する情報を市民と行政の間で共有するとともに、市民のまちづくり活動を支援します。

## (5) 多様で複合的な公園・緑地の整備

### ○施策の方向

レクリエーションの場、憩いの空間である公園、緑地の整備と保全を、市民と協働しながら推進し、市民生活の豊かさの向上、防災機能の強化を図ります。

### ○主な施策

- ①市街地では、スポーツやレクリエーション、文化活動など、市民の活動を支えることにも配慮し、公園、緑地、広場を整備します。
- ②公園、緑地、広場への植樹などによる緑化の一層の推進と沿道における既往の巨木や並木などの緑樹、緑陰の保護、充実を合わせ、緑と森のネットワークを形成します。

- ③ 郊外では、田園や山並みへの広い眺望を損なうことのないよう配慮し、かつその眺望を生かしながら、スポーツ、レクリエーションの場を提供します。
- ④ 公園、緑地、広場などの配置や設計にあたっては、場所に依じて、緊急時の避難場所、延焼防止もしくは遊水地などの防災機能との複合化に配慮します。付随する駐車場や駐車施設の設置にあたっては、公園、緑地、広場の魅力を損なわないよう規模、配置、デザインに配慮します。

## 第2節 交流・連携の推進と基盤の整備

### (1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進

#### ○施策の方向

歴史的、文化的につながりの深い新潟から秋田にかけての日本海沿岸地域の各県、各都市との間で、経済や文化、学術研究、観光、防災などにおいて、地域の特性を生かしながら、相互の機能分担や連携の強化を推進することにより地域の振興を図るとともに、環日本海地域との交流を促進します。

#### ○主な施策

- ① 連携の基盤となる高速交通ネットワークの整備など日本海沿岸地域共通の課題について、その実現に向けて協力して取り組みます。
- ② 東北日本海沿岸地域の自治体などとの自然、歴史、文化資源を活用した観光振興や産業の高度化など、地域連携、相互協力を推進します。
- ③ 日本海を取り巻く韓国や中国、ロシアを視野に入れた環日本海交流を推進します。

### (2) 高速交通ネットワークの充実

#### ○施策の方向

首都圏や関西圏といった大都市圏をはじめ、日本海国土軸を一体的に構成する新潟などの日本海沿岸地域や仙台圏といった近隣地域、また、環日本海沿岸諸国など海外との連携において、交流の活発化、物流の効率化を促進させる社会基盤である高速交通ネットワークの充実を推進します。

#### ○主な施策

- ① 高速道路は、未整備となっている日本海沿岸東北自動車道の県境部分、山形自動車道の月山道路部分の整備を促進し、全国の高速道路網につながるネットワーク機能の充実を図ります。

- ②庄内空港に関しては、東京線の増便や運航ダイヤの改善のほか、新規国内路線の開設など、利用しやすい環境づくりに努め、運航の拡充を図ります。
- ③鉄道に関しては、羽越本線の在来線高速化、及び新潟駅における新幹線と在来線の同一ホーム乗換えの早期実現に向け取り組みます。

### (3) 情報社会に対応した環境整備の推進

#### ○施策の方向

地域や世代によらず、誰もが情報通信技術の恩恵を受けることができる※ユビキタス情報社会の実現をめざし、新しい技術に目を向け、国、県や関係機関、民間事業者との連携を密接にし、セキュリティ対策も含め、情報社会に対応した環境を整備します。

#### ○主な施策

- ①地域のニーズに応じた※ブロードバンドサービスの利用環境の整備を促進します。
- ②地上デジタル放送の進捗にあわせて関係機関と協調し、デジタル放送への完全移行を推進します。
- ③事業者や機種に関わらず必要な場所の全てで携帯電話が利用可能となる環境の整備を促進します。
- ④市民生活の向上や産業の活性化など、豊かな地域づくりに役立つ情報サービスが多く創出されるよう、産学官民が連携、協働し、ICTの活用を推進します。

### (4) 幹線道路網の整備

#### ○施策の方向

道路網の骨格となる国道、主要地方道、一般県道の整備を促進し、幹線道路ネットワークの強化を図ります。

#### ○主な施策

- ①国道7号、国道112号、国道345号の防災、交通安全対策、狭あい区間の整備を促進し、地域間の交流と物流を支える道路ネットワークの強化を図ります。
- ②都市間、地域間交通を円滑にするため、主要地方道や一般県道の未改良区間の整備を促進します。
- ③都市内に不要な通過交通が入り込まないように誘導し、都市内外の交通の円滑化を図るため、外環状道路及び都市内幹線道路の整備を促進します。

---

※ユビキタス情報社会：ユビキタスの語源はラテン語で、至るところに存在するという意味。社会のあらゆるものにコンピュータを活用し誰もが場所を問わず情報通信ネットワークにアクセスでき、あらゆる情報を引き出すことができることによって生活や経済が円滑に進む社会。携帯電話などの小型情報端末のほか、テレビや冷蔵庫などの家電製品、案内板や道路信号などの社会基盤、食料品などの商品の値札や洋服などの日用品にまでコンピュータを埋め込むことが想定されている。

※ブロードバンドサービス：光ファイバーなどの高速な通信回線を用いたコンピュータネットワーク上で提供される大容量のデータを活用したサービス。

## (5) 中心市街地における歩行回遊性の向上

### ○施策の方向

高齢社会に対応した「歩いて暮らせるまちづくり」を実現するために、中心市街地に快適な歩行空間を構築します。

### ○主な施策

- ① 高齢社会を考慮し、歩行者交通に配慮した道路整備と更新を推進します。
- ② 歩行空間にベンチや交流スペースを設けるなど、歩いて楽しい道路づくりに努めます。
- ③ 歩行空間を整備する際は、年齢や障害の有無などにかかわらず、より多くの人利用可能であるユニバーサルデザインに配慮します。
- ④ 小路を活用するなど、鶴岡ならではの個性ある歩行空間ネットワークの構築を検討します。

## (6) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理

### ○施策の方向

通行の快適性や利便性を求める道路利用者の様々な声に耳を傾けながら、市民にとって安全・安心な道路整備を推進するとともに、安全で快適に利用できるよう管理します。

### ○主な施策

- ① 市街地中心部と地域を結ぶ道路、地域と地域を結ぶ道路など日常生活圏での移動の円滑化、観光や余暇活動など豊かな地域資源を活用するための道路整備を推進します。
- ② 身近な生活道路の整備では、交通弱者に対応した※バリアフリー対策や狭あい市道対策など、地域の実情に応じた道路整備を推進します。
- ③ 冬季間の積雪から市民の生活、産業、経済活動を守るため、道路の防雪及び除雪対策の充実を図ります。
- ④ 災害時における避難や復旧支援に対応できる道路ネットワークを構築します。
- ⑤ 橋梁など重要な土木施設の長寿命化修繕計画を策定し、老朽化により更新時期を迎える土木施設の延命化とコスト縮減に取り組みます。
- ⑥ 市民と協働で取り組んでいる体制をもとに、道路の除草など日常的な施設の維持管理を行い、良好な沿道の環境を維持します。

---

※バリアフリー：建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮をすること。



## (7) 公共交通ネットワークの確保

### ○施策の方向

公共交通ネットワークを維持、増進し、広範な市域における市民の日常の移動手段を確保します。

### ○主な施策

- ①バス事業を取り巻く社会的な環境の変化に対応しながら、実態に即した利用拡大の方策について民間事業者などとの検討を行い、既存の民間バス路線の維持存続に努めます。また、止むを得ず廃止されるバス路線については、地域や民間主体で行う新たな公共交通システムの導入などを支援し、地域の公共交通を維持します。
- ②羽越本線について、利用しやすい運行ダイヤなど利便性の向上や、一層の安全輸送の確保について事業者に働きかけるとともに、全線複線化の実現を促進します。

## (8) 港湾の利活用と魅力の創出

### ○施策の方向

船舶の安全を確保し、地域の振興の基盤となる港湾の利活用を促進し、魅力の創出を図ります。

### ○主な施策

- ①入港船舶の安全と防災対策のため、加茂港及び鼠ヶ関港の整備を推進します。
- ②地域の振興を図るため、地域の自然、歴史、文化、観光資源などを活用した取組みを展開し、港湾の利活用促進と魅力の創出を図ります。

## 第3節 安全・安心な生活基盤の整備

### (1) 快適で安全・安心な住まいづくり

#### ○施策の方向

住宅施策の指針となる「住生活基本計画」を策定し、鶴岡の気候風土に合わせ培われてきた技術、材料やデザインによる快適な住まいづくりを推進します。

#### ○主な施策

- ①だれもが安全に、安心して暮らせる快適な住まいとまちづくりのあり方につ

いて検討を進めるとともに、良質な公営住宅の整備を進めます。

## (2) 住宅・建築物の耐震化の向上

### ○施策の方向

庄内平野東縁帯を震源とする大地震が将来発生することが予測されていることから、建築物の倒壊被害などを最小限に抑えるため、住宅や建築物の耐震改修等を促進します。

### ○主な施策

- ①昭和56年以前の旧耐震基準で建築され、現行の耐震基準に満たない一戸建ての木造住宅を重点として、市内の住宅や建築物の所有者が自ら耐震診断及び耐震改修を計画的に行うことができるよう支援します。
- ②市民が安心して耐震改修等を行えるよう、相談体制及び情報提供を充実するとともに、関係団体などと連携し、周知、普及します。
- ③市有施設について、建物施設ごとの耐震要求性能及び耐震診断及び改修の優先度などを勘案しながら計画的に、耐震化を進めます。

## (3) 既存ストックの維持管理と有効活用

### ○施策の方向

市有施設については年々老朽化が進んでおり、特に大規模で設備機器の比重が高い施設で修繕や改修が必要となるものが急増することが予測されることから、必要な新增改築を厳選して進める一方、既存施設の計画的な維持改修により、施設の延命化や更新時期の平準化を図り、より多くの市民が施設を長く有効に活用できるように努めます。

### ○主な施策

- ①市有施設の性能の維持、社会的変化や利用者の要望に応じた機能面の向上を図るため、建物や設備の老朽化や改修の実施状況などの情報を集約し、その分析に基づいて計画的かつ緊急性に応じた維持補修を実施します。
- ②統廃合による施設の空きスペースは、市民のニーズに応じられるよう安全性に配慮しつつ検討し、その活用を推進します。

## (4) 安全な水の安定供給

### ○施策の方向

水道は、快適な市民生活や産業活動などに不可欠な社会資本であることから、

安全な水の安定供給を行います。

**○主な施策**

- ①老朽化している施設と管路網の更新等を推進します。
- ②災害に強い施設と管路網を整備するとともに、被災後の迅速な復旧体制を確立します。
- ③上水道事業を効率的に運営するため、組織、事務作業などの見直しを行います。

**(5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営**

**○施策の方向**

公衆衛生の向上、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全を図るため未普及地域の整備を推進するとともに、資源循環型社会の形成に寄与するため下水道資源を有効活用します。また、施設の効率的な維持管理を行うとともに、下水道事業の健全な経営を進めます。

**○主な施策**

- ①地形条件、人口動向など地域の実情を考慮しながら、公共下水道、集落排水、浄化槽事業の特色を生かし、効率的な整備事業を展開します。
- ②市街地での浸水を防ぐため、雨水幹線の整備を進めます。
- ③下水道管路や処理施設の耐震化とネットワーク化を進め、災害に強い施設造りを推進します。
- ④下水道資源である下水が持つ熱や汚泥を処理する過程で発生するメタンガスの利用、汚泥の堆肥化、燃料化など有効利用を進め、循環型社会の形成を促進します。
- ⑤下水道の持つ資産の管理に努め、施設設備の延命化による経費の縮減、使用料水準の適正化、接続率の向上を図り、安定した事業経営を行います。

**第4節 治水と市土の保全**

**(1) 河川の整備**

**○施策の方向**

近年、短時間に局所的に発生する集中豪雨が多発傾向にあることから、水害から市民の生命や財産を守り、生活の安定を図るため、河川の整備を推進します。また、施設の適正な維持管理により、持続的治水機能を確保し、良好な河川環境

の保全を図ります。

#### ○主な施策

- ①河川の氾濫を防ぎ、水害から市民の生命や財産を守るため、主要河川の河川改修を促進します。
- ②生態系や自然景観の保全に配慮し、市街地にあっては親水性も取り入れながら、美しい河川づくりを推進します。
- ③市民と行政が河川環境や治水に関わる情報を共有し、協働により良好な河川環境を維持、保全します。

### (2) 砂防施設等の整備

#### ○施策の方向

土石流や土砂崩れなどの土砂災害から市民の生命や財産を守るため、砂防などの防災施設の整備を推進します。

#### ○主な施策

- ①砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設などの整備を推進します。

### (3) 海岸の整備

#### ○施策の方向

冬季風浪などによる海岸の浸食を防ぎ、美しい浜辺を保全するため、自然との調和に配慮した海岸保全施設の整備を推進するとともに、市民と協働で取り組んでいる維持管理体制をもとに、美しい水辺環境づくりを推進します。

#### ○主な施策

- ①海水または地盤の変動による浸食から海岸を防護する海岸保全施設（堤防、護岸、砂浜等）の整備を推進します。
- ②市民と協働で取り組んでいる維持管理体制をもとに、海岸の美化などを進め良好な環境を維持、保全します。